

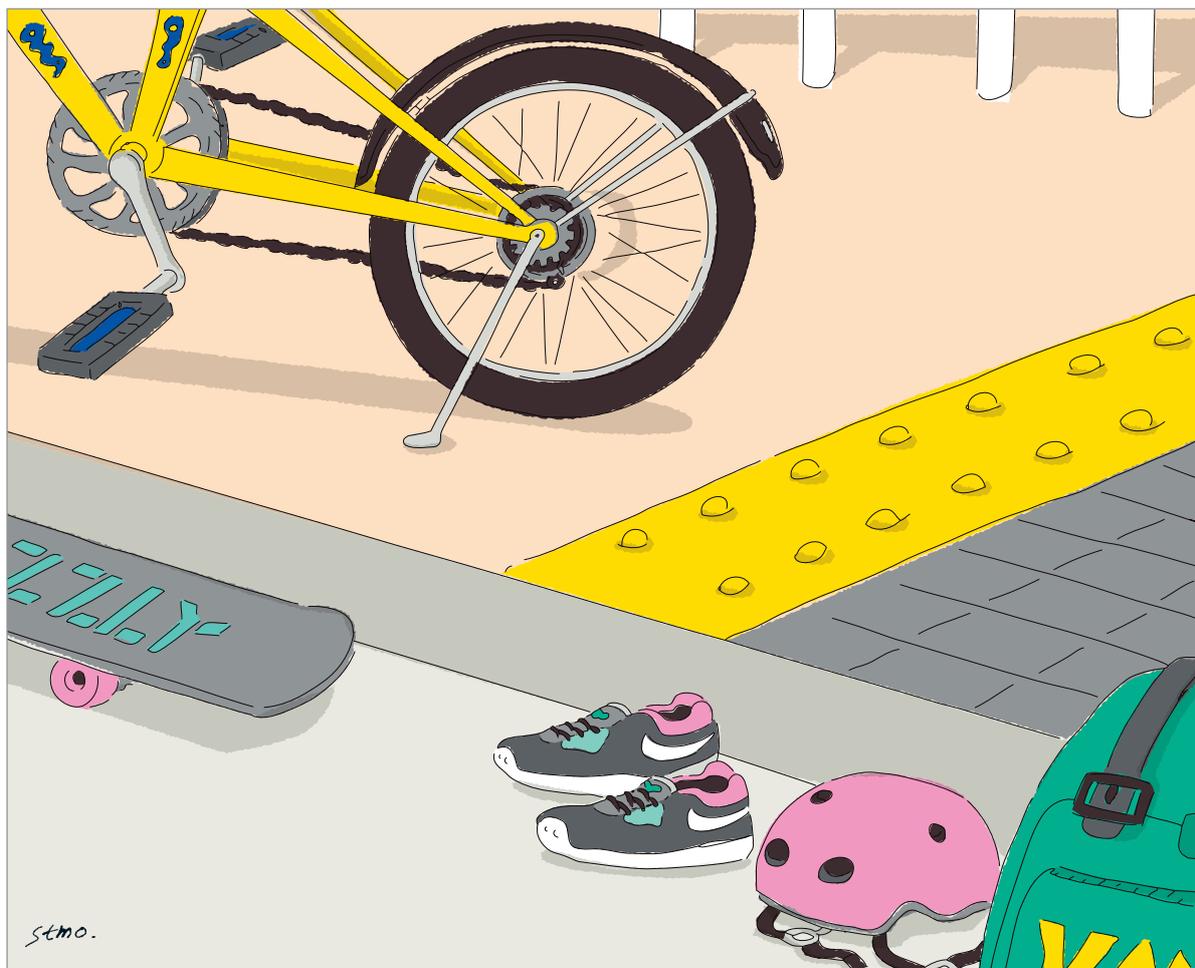
# LIBRA 2017年 11月号

〈特集〉

## 弁護士任官制度 ～あなたも裁判官に～

〈インタビュー〉

料理研究家 藤野真紀子さん



# LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS  
2017年11月号

## 特集

### 02 弁護士任官制度～あなたも裁判官に～

- |                          |       |
|--------------------------|-------|
| 1 巻頭言—弁護士任官推進の地道な努力を     | 伊藤茂昭  |
| 2 体験談                    |       |
| 1. 裁判官時代を振り返る—後に続く後輩のために | 水野邦夫  |
| 2. 10年目を迎えて—裁判官の仕事と生活    | 本多哲哉  |
| 3. 任官4年目を迎えて             | 黒澤圭子  |
| 4. 大杉さん、ありがとう            | 寺林智栄  |
| 3 キャリア裁判官からみた弁護士任官       | 大竹たかし |
| 4 弁護士任官経験者に聞くQ&A         |       |
| 5 弁護士任官のスケジュール、手続き等の説明   | 濱田広道  |

## インタビュー

### 22 料理研究家 藤野真紀子さん

## 連載等

- 26 理事者室から
- 28 常議員会報告（2017年度 第6回）
- 29 「LIBRA」へのご協力のお願い 小峯健介
- 30 もっと知ろうよ！オキナワ！  
第12回 辺野古訴訟最高裁判決を巡る諸問題  
—最高裁平成28年12月20日第二小法廷判決— 神谷延治
- 33 今、憲法問題を語る  
第74回 憲法9条自衛隊加憲論に対する日弁連の議論状況 伊井和彦
- 34 近時の労働判例  
第57回 東京高裁平成28年9月7日決定  
（学校法人常葉学園（短大准教授・保全抗告）事件） 榎本幸司
- 36 東弁往来：第54回 法テラス延岡法律事務所 村上友彦
- 38 わたしの修習時代：横浜修習の思い出 60期 五島康明
- 39 69期リレーエッセイ：専門分野は… 紙尾浩道
- 40 心に残る映画：『ニュー・シネマ・パラダイス』 春日井太郎
- 41 コーヒーブレイク：サバイバルゲームへの誘い 豊川祐行
- 42 東弁・二弁合同図書館 新着図書案内
- 52 会長声明
- 53 インフォメーション

# 弁護士任官制度

## ～あなたも裁判官に～

本号の特集は、「弁護士任官制度」です。

制度の存在自体は会員の皆様にも比較的広く認知されるようになってきていると思いますが、その詳細についてまでご存じの方は多くないのではないのでしょうか。

そこで、弁護士任官推進委員会の方に弁護士任官制度の手続（概略）等をご解説いただくとともに、弁護士任官経験者の方（常勤・非常勤）にリアルなご経験談をご寄稿いただきました。

本制度に少しでも興味・関心のある会員の方はもちろんのこと、これまで本制度について全く考え

てみたことがなかったという会員の方も、ぜひ、この機会に、本特集をご一読いただけましたら幸いです。

（小峯 健介，柄澤 愛子）

### CONTENTS

- 1 巻頭言—弁護士任官推進の地道な努力を
- 2 体験談
- 3 キャリア裁判官からみた弁護士任官
- 4 弁護士任官経験者に聞く Q&A
- 5 弁護士任官のスケジュール，手続き等の説明

## 1

### 巻頭言

## 弁護士任官推進の地道な努力を

弁護士任官推進委員会委員長 伊藤 茂昭 (32期)



### 弁護士任官の意義

大部分の裁判官は、司法修習生から判事補として採用されたものである。単一な給源による者のみで組織が長期間構成され続けるならば同質化により制度疲労に繋がるおそれがあることは裁判所とて例外ではあり得ない。それを防止するためには、多様な

社会的立場にもとづく多様な価値観を有する国民の期待に応え、質の高い判断ができる優れた裁判官を、給源を多様化することによって確保する必要がある。裁判官の他職経験制度と共に、弁護士任官の制度はその目的を達するための極めて重要な意義を有する制度である。

## 弁護士任官制度の経緯

1988年に最高裁は「判事採用選考要領」を作成し、弁護士から判事への採用の道を開いた。その13年後である2001年6月には、裁判所改革の内容を含む司法制度改革審議会意見書がまとめられた。それを受け同年12月には、最高裁と日弁連が、「弁護士任官等に関する協議の取りまとめ」を行った。

日弁連も重要課題として取り組み、その結果、1988年度～2002年度までの15年間で55名（1年平均3.67人）であった弁護士任官者が、2003年度は10名とそれまでの15年間における年平均の三倍増となった。そして、同時に導入された他職経験制度などと相まって、この制度を順調に機能させ発展させていけば、司法制度改革で掲げた理念である、国民が求める裁判官像（その資質と能力）に近づく裁判官が、給源の多様化と多元化で実現されていくのではないかとの期待が寄せられた。

## 弁護士任官の現状

その後の、2003年度以降の弁護士任官者数をみると、翌年度は8名と健闘したが、2005年度は4名と、期待する程度には達せず、2005年度から2016年度までの12年間で弁護士任官者の総数は49名、平均約4名と停滞した。現在、弁護士任官者の数の裁判官全体数に占める割合は1%台で2%にも届かない。その意味では、「外部の血」が相互作用により、同質化を防ぐという裁判所の改革は、極めて限定的に留まっていると評価せざるを得ない。

一方、制度の枠組み自体が整備され毎年度定期的に機能していること、弁護士任官者が、平均4名に過ぎないとしても継続して誕生していることは、それ以前の時代に比し一歩前進としてその肯定的な意義を評価することが重要である。また、弁護士任官者が、全体として少数であるが故に裁判所の組織内に於いてパイオニアとしての困難な役割を負いながら、第一線の訴訟の現場で活躍されてきたことに、高い敬意が払われるべきである。弁護士経験を生かし、より市民に身近な裁判実務の実現に寄与すると共に、地裁の所長や部総括の役職について指導的役割を果たす任官者も生まれてきたことはこの間の成果である。

## 弁護士任官推進への試み

かつての大部分の修習生は、司法修習修了時に、任官するか、弁護士となるか、そこが一生の職業の分岐点と考えていた。この意識は弁護士の多様化により変化しつつあるものの、未だ訴訟にかかわる大部分の弁護士をとらえている意識と考えられる。この意識が大きく転換されないと、弁護士任官志望者たる母数に厚みを増していくことは困難であろう。

以上の事実を前提とすると、短期に大幅に弁護士任官者を増加させることはなかなか困難と考えられる。これを打破するには、例えば、修習生の修了者からの判事補任官者を強制的に減らす政策をとり、数年後に、裁判官志望でありながら弁護士登録をした者を含む弁護士から、弁護士任官者を採用するよ

うな仕組みを検討するなど、現制度の枠内での誘導的な政策を検討することなども必要であろう。

そのような中で、将来の推進に繋がる環境の変化は徐々にではあれ進行していると思われる。その一つが、現在まで少数とはいえ、先達の築いてきた弁護士任官の成果により、弁護士任官者という認知された先例が定着し、評価を受けていることである。

加えて、弁護士の在り方の多様化、なかんずく法テラス、組織内弁護士、任期付公務員など、その多様化と重ね合わせ、弁護士任官へとつなげることもさらに必要性を増すであろう。知財、労働、家事等の分野では、弁護士業務と裁判官職務の専門の共通性がより意識されるようになってきていると思われる。弁護士の在り方の多様化の中で、弁護士の所属する事務所や企業・官庁等の間の流動性も生まれている。その意味では裁判官もその一つの選択肢として、弁護士の意識下に浸透しやすくなってきていると思われる。

あわせて非常勤裁判官の制度の定着が挙げられる。2004年の制度発足以来、2015年度までに、全国で計444名の非常勤裁判官が誕生した。週一日、そして調停官という立場ではあるが、裁判所で執務することによる経験をつむことにより、そこから常勤裁判官への心理的障害をも除去し、常勤裁判官をより具体的な目標として目指すことが可能になった。現実には非常勤裁判官から常勤裁判官に任官した例もあっており、非常勤裁判官の推薦、選抜にあたっては、この点の考慮も必要であろう。

## 当面の対策

上記のような環境の変化を背景に、当面取り得る対策は、弁護士経験豊富でそれを将来裁判官の実務に生かすことのできる人材を発掘し、弁護士会が任官者として送り出すこと、この活動を地道に行う以外にはない。そのために、会派所属の弁護士や、弁護士任官推進委員会所属の弁護士、あるいは全会員を対象に行ったアンケートにより弁護士の情報を集約し、少しでも興味や意欲のある弁護士と、任官経験者や、会派の執行部や弁護士任官推進委員会委員が接触して、スムーズに任官へと向けて準備する態勢を今にも増して強化することである。

その一方でかねてよりいわれている、事件の引継ぎや、大規模事務所での積極的で具体的な取り組みなどが将来準備されていくことが必要であろう。

意欲ある弁護士のみなさん。是非、第二の職業として、弁護士経験を生かし、裁判官という職業に挑戦してみてください。私たちもその挑戦しやすい環境の整備に微力ながら地道に力を注ぐ決意です。



## 2 体験談 1

## 裁判官時代を振り返る—後に続く後輩のために

弁護士任官推進委員会委員 水野 邦夫 (29期)



平成28年10月をもって、平成14年6月に弁護士任官して以来14年余り続けてきた裁判官を定年退官し、当会に再登録いたしました。長いようであつという間の裁判官生活でしたが、再登録から1年余り経過した現在、改めて裁判官としての日々を振り返ってみたいと思います。

私が任官した年の1年前に司法制度改革審議会意見書がまとめられ、司法制度改革の一環として裁判官の多様性確保のために弁護士任官制度を拡充する方向が打ち出されていました。東弁・日弁連で司法制度改革の仕事に携わってきた者として何とかこの意見書の示す方向を自ら実践したいという思いと、個人的にも新たなチャレンジとして裁判官の仕事をしてみたいという思いが重なり、弁護士任官に応募したのですが、現在、これまでの裁判官としての仕事、生活を振り返って後悔するところは全くありません。大変充実した日々でした。

この間、最初に任官したときに配属された東京地裁民事第26部(右陪席)、その後の同地裁民事第48部(裁判長)、横浜地裁第5民事部(裁判長)、山形地裁所長、仙台高裁第1民事部(裁判長)、東京高裁第23民事部(裁判長)での仕事を振り返ると、それぞれの部署で裁判所の皆さん(裁判官、書記官、事務官、速記官、調査官など)から大変暖かく迎え入れていただきました。感謝の念に堪えません。裁判所では、各職種とも異動があるため、一緒に仕事をする期間は、長くても3年間です。その意味ではある種淡白なところもあるのですが、ほとんどの人が自分の仕事を真面目にこなしたいという思いを持っており、事件でも司法行政でも裁判官も書記官も事務官も一緒になってチームとして仕事を処理するようになっています。ですから裁判官が真剣に仕事に取り組む姿勢を持ち、皆がそれぞれの持ち場で力を発揮してもらえるように気を配れば、皆で支え合って仕事に取り組んでいただくことができます。裁判官は、最終的な決

断は各自の責任でしなければなりません、一方でチームの一員として仕事をする側面もあり、チームリーダーとしてチーム全体の力量を高めていくことに取り組むことには大変にやりがいを感じました。たとえば、東京地裁や横浜地裁で単独事件週2開廷を受け持つ裁判官には、2人の書記官が付きます。これらの書記官とは事件が配点されたときから、訴額の決定、請求の趣旨や原因についての求釈明、訴状の送達などの折々に相談をしながら、方針を決めていきます。書記官の皆さんは、書記官試験に合格し、国費をもって養成を受けてきた方々ですから総じてそのレベルは高く、手続面においては教わるが多々ありました。一方、書記官は代理人弁護士との連絡折衝の前線に立ちますが、私は、弁護士側の実情などについては書記官が持っていない知見を有していましたので、そのような知見を伝えることもありました。また、裁判官と法廷立会書記官は、開廷日の前日または当日の朝に、ミーティングを持っていますが、私は、その席で書記官に各事件についての処理方針や心証、当日の訴訟指揮についての方針などを伝え、書記官が当日の弁論調書を書きやすいように事件処理の方向感覚についての認識を共有できるようにし、また、書記官側からはそれまでの当事者との折衝などを通じて得られた情報を出してもらい、訴訟指揮をするにあたっての参考情報としていました。さらに、判決をするにあたっては、書記官が裁判官の作成した起案につき誤字・脱字がないかなど相当詳細なチェックをしてくれるのですが、書記官が余裕をもって十全なチェックをすることができるよう、言渡しの日まで相当な期間(少なくとも1週間)を置いて起案を渡すことを心がけていました。そのうえで、書記官の目でチェックを受けた起案を再度裁判官が見直し、さらに推敲をすることによって、判決起案は、より高いレベルのものに仕上げられるのです。このような過程で書記官と起案を巡る対話をすることも大変に面白く、自分の判決起案をブラッシュ

アップすることができる感じられました。このように、裁判官の仕事は、任官する前のイメージよりもチームプレーの部分が多かったように思います。地裁や高裁の裁判長になるとより一層そのような部分が増え、陪席裁判官に力を発揮してもらうにはどうすればいいか、陪席裁判官が裁判官として成長してもらうためにこれまでの経験を伝えるにはどのような工夫が必要かなど日々自分の所属する部の力量をどのように底上げしていくか考える日々が続いていました。裁判官に任官するということは、裁判所という大きな組織に所属し、制約を受ける部分があることは事実ですが、一方でこのように自分なりに組織を発展させ、動かしていくこともできるのであり、これは法律事務所の経営と相通ずるところもあると感じた次第です（ただし、事務所経費の捻出に思いを致すことがない点で、弁護士よりも楽な部分があることは否めません）。

裁判官としてのやりがいの一つに、これまでに先例のない法令解釈や事実認定についての判断を示すことがあります。私は、好んでこのような判決をした訳ではありませんが、地味でささやかながら新たな判断を示したと自負できる判決をしたことがありますのでいくつか紹介させていただきます。

#### ①過払金返還請求における「冒頭ゼロ計算」を認容した事例（東京地裁平成16年3月31日判決・判例秘書掲載）

現在の実務ではあまり問題にならない論点ですが、かつて過払金返還訴訟が提起され始めた頃、一部業者が、一定の期間より以前の取引履歴について廃棄したと主張して、消費者側の開示要求に一切応じず、取引履歴のある最初の期日（以下「冒頭期日」といいます）における貸付金残金は利息制限法超過金利の元本充当計算（以下「過払金充当計算」といいます）をしない残高であると主張することがありました。これに対して原告は、取引履歴廃棄の主張自体、虚偽

であるとして激しく争いましたが、なかなか決め手を欠くという状態が続いていました。このような状況を受けて、原告側は、当該業者との取引開始時期を主張し、その後、利息制限法超過金利を支払い続けてきたのであるから、少なくとも冒頭期日においては過払金充当計算の結果、残高がゼロになっていたはずであると主張してきました。これに対して、私は、この問題は、要するに事実認定の問題であり、取引履歴がない以上、冒頭期日における過払金の具体的金額は認定できないものの、取引開始時期、取引開始から冒頭期日までの間、間断なく原告が借入れと返済を繰り返してきたこと、業者が収受してきた利息が法定金利を超過するものであったことが立証されれば、これらの事実を基礎とする事実上の推定として、少なくとも冒頭期日における借入金残高がゼロであるとの事実認定はできるのではないかと考えました。原告本人は、往々にして取引履歴を具体的に証明できるような資料を保存しておらず、業者側が取引履歴の廃棄を主張し、その提出を拒むと立証が手詰まりとなるのですが、業者側のこのような廃棄措置は、貸金業法施行規則の取引履歴保存期間の定めと抵触する疑いがあり、訴訟上の信義則に反するとの判断も示しました。このような認定は、当事者に厳格な立証を求めない代わりに、その立証の程度に応じて控えめな事実認定をするという意味では、やや語弊がありますが和解的な事実認定をするものともいえます。しかし、当事者の衡平という観点に立って実際の解決をするという意味では決して認められないものではないと考えました。当時、このような判断を示す判決は少なくとも東京地裁では存在していませんでしたが、私の判決は高裁でも維持され、その後、「冒頭ゼロ計算」を認める事実認定の手法として全国に広まっていきました（山下寛ほか「過払金返還請求訴訟を巡る諸問題（下）」判例タイムズ1209号27頁にも私の判決が掲載され、このような事実上の推定を認めることも可能であるよ

うに思われると紹介されています)。

## ②スーパービュー踊り子号における展望室グリーン車の快適性が問題となった事例（東京地裁平成17年10月4日判決・判例時報1944号113頁）

東京と伊豆を結ぶ特急列車スーパービュー踊り子号にはその名のとおり周囲の景色を見渡せる特別仕様の展望室があります。東京から伊豆方面に向かうときには先頭車両の先端にこの展望席があり、伊豆に向かって走る列車の周囲の海や山の景色を楽しめるのですが、逆に伊豆方面から東京に向かって走るときは展望席が最後尾となり、この席に座った乗客は、自分の後ろから前に景色が流れていくという感覚に襲われることとなります。年末・年始休暇を伊豆で過ごした弁護士（年配の方でした）が家族よりも先に東京に戻ったときにグリーン車に乗ったところ、この最後尾の展望席に座ることになってしまいました。この弁護士は、通常のグリーン席だと思って切符を買ったのですが、上記のような席であり、かつこの席が固定式で方向を変えることができなかつたため、不快感から気分が悪くなってしまいました。そこで、鉄道会社に慰謝料請求をしたというのがこの事件です。当初、右陪席裁判官が単独で審理をしていましたが、途中から合議で審理をするようになりました。私は、原告が感じた不快感がどの程度のものであったのか知るには、裁判官が実際に走行中の展望車に乗って上記展望席に座ってみるしかないと考え、鉄道会社の協力もいただいて熱海から東京まで展望席で景色が後ろから前に流れるという体験を試みました（手続としては、「現地進行協議期日」としました）。このように裁判官が実際に現場に足を運んでみるということは、判断の正確性や正当性を担保する上ではとても大切なことですし、当事者側の納得を得るという意味でも大きな効果があると私は考えていました。この点は人証調べについても同様で、実際に法廷に来てもらって当事者や証人

の話を聞いてみるとそれまでわかりづらかったことがわかることが多く、また、そこまでした上での和解は、裁判官が話を聞いてくれた上での和解案であるということで成立することが多かったように思います。このような審理上の工夫は、各事件の個性を見ながら、それに応じた形で行う必要がありますが、そのようなことに頭を巡らした上で判決又は和解ということでは事件処理を終えた時の達成感はひとしおです。この事件は、原告の請求棄却ということで終わりましたが、鉄道運送の在り方に一石を投じた効果はあったように思います。被告側は、鉄道会社の運送債務は「旅客を安全に目的地まで輸送する債務」に過ぎないと主張していましたが、判決ではこのような主張を排し、「旅客から特別料金を徴収して特別車両を提供した場合の運送契約における鉄道事業者が負担すべき債務の内容は、一定の付加価値を有する設備及びサービスにより旅客の快適性を確保することをも含む」と判示しました。この判断部分は、有斐閣判例六法の商法590条の欄に裁判例として紹介されています。

そのほかにも思い出す事件はいくつかありますが、紙幅の関係上、別の機会に書かせていただきます。このように先例のない分野の判断をする場合には、あらゆる観点からの検討を尽くさなければなりませんし、どのように判示するか、お風呂に入っている、犬の散歩をしていても判決起案の書き方が頭に浮かんでくるものです。しかし、それだけ考え抜いて自分の判断はこのようにするしかないという覚悟を固めたときの一種の爽快さは、裁判官だけにしか味わえないものといえるでしょう。

弁護士の経験を活かせる場面は、ほかにも和解や訴訟指揮などいろいろありますが、自分が裁判官や裁判所の在り方をより良いものとするために貢献したいという、いい意味での「野心」を持った方が多く任官することを心より祈っております。

## 1 経歴等

私は、平成8年4月に当会に登録し、平成20年6月1日付けで常勤裁判官に任官しました（なお、後記のとおり、平成17年10月から2年間、東京地裁において非常勤裁判官（民事調停官）をやっておりました）。任官後は、平成21年3月まで仙台高裁民事部、同年4月から仙台地裁民事部（医療集中部）に配属となり、主に民事訴訟事件（合議・単独）を担当しました（当初1年間は、訴訟事件のほか破産（再生）・執行・保全事件も担当していました）。平成23年4月に東京地裁民事部（通常部）、平成26年4月には大津地家裁彦根支部（支部長）へとそれぞれ異動し、本年（平成29年）4月から横浜地裁民事部（医療集中部）において勤務しております。

総括すれば、約12年間の弁護士活動を経て、現在、裁判官としては10年目を迎えたところということになります。

## 2 常勤任官までの道のり

弁護士登録と同時に、一般民事事件等を取り扱う法律事務所の勤務弁護士となり、平成14年に独立して、やはり一般民事事件を扱う一人事務所（事務員1名）を開所しました。独立した当初は勤務弁護士時代に比べて時間的な余裕もできたことから、弁護士として何か付加価値をつけたいと思い、当時制度ができたばかりであった調停官に応募してみることにしました。修習生のころに見ていた『裁判所から当事者を見る感覚』をもう一度ブラッシュアップしてみようと思ったからです。東京地裁での面接を経て、平成17年10月から同地裁の民事第22部（建築・調停部）に配属され、週1日（木曜日）勤務することになりました。

調停官の仕事は、中立的な立場で事件を考え、進めるという点では、破産管財人や職務代行者等と類似する面はあるものの、裁判所の一職員としての身分で手続を主宰するという点で、弁護士時代に経験したことのない新鮮なものでした。もっとも、民事調停

官は、最終的な公的判断を下す（17条決定はありませんが）という権限までは与えられておらず、判決等を下す立場にまでのめり込んでみたいとの欲求を抑えきれずに、民事調停官になってから1年余り経った平成18年末ころには常勤裁判官に応募することを勝手に決断していたのでした。

## 3 裁判官の執務環境

裁判官の仕事自体は、修習生の時にも見ておりましたし、上記のとおり東京地裁で2年間勤務していたこともありますので、従前のイメージと大きくかけ離れているものではありませんでした。弁護士時代は、執務時間が不規則で外出も多く、また、突然の電話や来客の対応に追われることが日常であり、集中して起案や文献等の調査ができる時間は夕方以降や休日のみでしたので、執務環境という意味では大きく変わったとご説明しても容易にご理解いただけるものと思います。

とりわけ、任官して強く感じたことの一つに作成文書の違いがあります。弁護士時代の起案はすべて私文書でしたし、裁判所等に提出する文書は誤り等があればそれを指摘して貰えるとの一種甘えがありましたが、裁判官の場合は、自分の起案する文書が公文書であるため、その影響力というか、権力行使そのものであるということについて大きな緊張感があります。その一方で、弁護士の場合、自ら行う職務については全てひとり責任を負わなければならない状況であったため一種の孤独感がありましたが、裁判官の場合、書記官等裁判所の他職種と役割を分担し、いわば協同して仕事を行っているものであることを強く感じます。裁判所職員の能力の高さについては驚くべきものがありますし、裁判官としてはいろいろ相談もできて非常に心強い存在です。

## 4 裁判官の生活について

弁護士から裁判官になることについては、当然ながら

多くの不安もあるかと思えます。この点、私も例外ではなく、任官を決断するに至る過程において、転勤のある生活や報酬の多寡の問題、事件や顧問先の引継ぎの問題、「役所の環境に馴染めるだろうか？」など様々な不安がありましたし、この特集をお読みの方々の中にも、これらの不安材料があることで、任官を躊躇されている方も少なからずいらっしゃるのではないでしょうか。

ただ、実際に任官した立場からこのような不安材料を顧慮してみると、結局、「案ずるより産むが易し」であったと感じています。確かに、初めに仙台配属と言われたときは正直困惑しましたが、地方での生活は、一般的に仕事場と住居の距離が近く（必ずしも官舎に入る必要はありません）、また、私は単身赴任でしたので、弁護士時代と比べて時間的には余裕がありました。裁判官は、仕事の時間とプライベートの時間ははっきり分けられており、有給休暇もありますので、ある意味弁護士のときよりも自分で自由にできる時間は長いように感じます。地味ではありますが、勤務地や仕事の内容等いろいろな環境で仕事ができるという意味では裁判官の生活も多様性があり、それを楽しむことができれば、弁護士のときより収入が減ったとしても良いかなと今では思っています。

## 5 任官についての隘路 (裁判官として必要な資質)

自らの経験や他の方々の経験談等も踏まえると、「裁判官生活は堅苦しいのでは?」「実際に判決が書けるだろうか?」といったことも任官に対する隘路のうちで比較的多数を占めるのではないのでしょうか。

しかし、「自由と正義」の連載等で弁護士任官をされた方が皆さんおっしゃっているとおり、裁判所という職場は組織としては居心地の良いところで、裁判所内部の人は、弁護士任官の裁判官であっても分け隔てなく接してくれますし（分からないことがあれば、丁寧に教えてくれます）、仕事の面においても、誰

からの指図も受けずとても自由な雰囲気やらせてもらっています。

また、判決書の起案は、いわば最終準備書面を起案するが如く、証拠の評価をしていく作業ですので、一般的なルールに則って書いていけば良いのではないかと考えています。判決の作成は、ジグソーパズルをやっているようなもので、当事者の主張を図柄であり、ピースを証拠と捉え、証拠（ピース）から見て原告どちらの主張（図柄）の方が整合性があるかについて考えを巡らせています。

裁判官の仕事とは、結局のところ、法律要件を充足するかどうかを判断することに尽きると言っても過言でないと思いますが、あえて裁判官として必要であろう資質を挙げるとすれば、①適切な時期に法的判断を下すことができる決断力、②はったりでもいいから法廷で毅然と振る舞える気構え、③他職員と協働・連携して仕事ができる組織人としての最低限の協調性ではないかと思えます。

## 6 終わりに

弁護士任官といってもキャリア裁判官と全く同じように仕事をし、かつ裁判官としての結果も求められますので、一生の仕事として既に弁護士を選択されたすべての方に対して、「ぜひ任官を！」とまでお勧めできるものでないことは十分承知しております。ただ、弁護士任官がキャリア裁判官と比べて優れた経験を持っていることがあるとすれば、弁護士任官者はかつて当事者として権力を行使される立場にいたという点ではないのでしょうか。裁判官は、法律と良心に従い、公平中立な立場で権力を行使しなければなりません、当該判断に対して当事者がどう受け入れるであろうかといった点を自らの経験に照らして思い致すことができれば、仮に当該判断がその当事者に酷なものであったとしても、多少なりとも説得力を持った結論が出せるのではないかと勝手に自負しております。

## 1 任官までの道のり

(1) 私は、13年間弁護士として活動した後、平成25年10月に裁判官に任官しました。最初の配属先である東京高裁第19民事部において陪席裁判官を経験した後、平成28年4月に東京地裁民事第25部へ異動して単独事件と右陪席主任の合議事件を担当しました。そして平成29年4月から名古屋家庭裁判所家事第1部に配属となり、現在は人事訴訟事件と家事調停事件を担当しています。

常勤の裁判官に任官する以前には、平成20年10月から平成24年9月まで、千葉簡易裁判所において非常勤の裁判官である民事調停官を4年間務めましたが、この経験が常勤裁判官へ任官する大きなきっかけとなりました。(民事調停官として執務していた頃の様子は、LIBRAの2009年11月号に掲載されています。[https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2009\\_11/p02-16.pdf](https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2009_11/p02-16.pdf))

(2) 任官を決意するまでにはいろいろな葛藤がありました。弁護士としての経験も10年を過ぎると、それなりに、自分を信頼してくれる依頼者の方や会社の担当者の方との繋がりもできてきて、事務所にも恵まれておりましたので、あえて現状を変えて新しい環境へ飛び込まなくてもよいのではないか、家族のことを考えると転勤を伴う裁判官になることは困難なのではないか、そして弁護士会と携わってきた法教育の委員会活動にもやりがい

を感じておりましたので、その活動もできなくなってしまうことの寂しさなどの様々なことが頭をよぎりました。当初は転勤の点で難色を示していた家族も最後には応援してくれることになりましたが、応募する時期が非常勤の4年目に入ってしまったため、民事調停官を退任してから常勤の裁判官に任官するまで1年の間が空くことになりました。

いろいろなことを考えた結果の任官でしたが、今は裁判官としての仕事にやりがいを感じながら充実した毎日を過ごしております。

(3) 応募してからの手続やスケジュールについては、本特集17頁の濱田広道会員の記事で詳しく説明されていますが、正式に決定するまでは1年以上の期間があり、その間は任官できるかどうか不確定な状態が続きます。そのため、自分が担当している事件を任官前までに終わらせることができるか、新しい案件を受任して大丈夫かなどを考えなくてはなりません。私の場合は、所属事務所(所長弁護士のほか、私も含めて3名の弁護士が所属していました)が弁護士任官に理解の深い事務所であったため、事件の引き継ぎについて最大限のバックアップをしていただきました。事務所の事件については、事務所の他の弁護士へ引き継ぎをお願いし、個人事件については自分で最後まで担当する事件とそれまでに終わることのできない事件とに振り分け、自分で担当する事件はタ

イムスケジュールを立てて、任官時期までに必ず終えるように準備しました。終えることのできない事件は、他の弁護士へ引き継ぎをお願いしました。任官できるかどうか確定してから任官するまでの期間は数か月しかなく、正式に決定してからは、依頼者の方への説明が大切な仕事でした。任官直前の1か月間は、自分で最後まで担当すると決めた仕事を終わらせるためにバタバタとした状態でした。そして、周囲の皆さまの温かいご支援を受けたおかげで、無事に平成25年10月から裁判官としての生活をスタートさせることができました。

## 2 裁判官としての生活について

(1) 裁判官としての第1歩は、東京高裁第19民事部からスタートしました。高裁では、分厚い控訴事件の記録や、弁護士時代に経験したことのない事件の記録と格闘しながらの毎日でした。しかし、部総括裁判官はじめ、陪席裁判官、書記官の皆さんから大変親切にいろいろなことを教えていただき、自分の担当事件のみならず、他の陪席裁判官と裁判長との合議の様子からも学ぶことができたりと、本当に有意義な毎日でした。弁護士として訴訟事件を担当していたときと、裁判官として事件を担当する際の見方の違いなどがとても新鮮に感じられましたし、裁判官として真摯に事件に向き合う姿勢を学びました。

その後、東京地裁民事第25部では、初めての

単独事件を経験しました。担当裁判官としての責任の重さを痛感するとともに、各事件にもっともふさわしい解決の方法と内容を考えることができたという裁判官の仕事の創造的な側面を感じることができました。また、右陪席主任の合議事件も担当しましたが、裁判長と左陪席裁判官と合議することで、事件に対する見方が深まってゆくことを実感しました。

(2) そして、平成29年4月から、名古屋家裁家事第1部で執務しております。初めての転勤と初めての単身赴任を経験し、頭では転勤も覚悟しておりましたが、実際に転勤してみて初めて他の裁判官が大変な苦勞をしながら定期的に異動しているということを肌で感じています。

平日は、弁護士の夫に家事と子どもの世話を一切任せることになってしまいますが、幸い下の子も中学3年生となり、名古屋は週末に帰ることも可能な便利な場所なので、家に帰って家族の顔を見ることを楽しみに、平日は仕事に全力投球しています。

弁護士から裁判官になるのは、やはり大きな決断が必要です。しかし、裁判所は弁護士任官者を受け入れる体制が整えられていると感じます。自分が裁判官としてどのような仕事ができるのか、まだまだ進行途上で未知数ですが、弁護士としての経験を忘れることなく、裁判官として努力を続けたいと思います。

## 大杉さん、ありがとう

元東京家庭裁判所家事調停官・会員 寺林 智栄 (60期)



民事・家事調停官に応募したのは、2012年12月のことである。

このころの「弁護士 寺林智栄」という人間を知っている人が、リアルタイムでこの事実を知っていたら、ひっくり返るほどびっくりしたに違いない。

新人のころ、とある刑事事件で、裁判官に忌避申立てをした。やはり刑事事件で、自分の弁護活動について、裁判官から「国選弁護人の職責を超えている」といわれて怒り狂い、「国選だろうが私選だろうがやるべき弁護活動に変わりはないはずだ」とたてついた。法テラス東京では、国選事件の記録の謄写費用のことで、納得がいかず事務方に物申ししていた。

私は、「暴れん坊弁護士」であった。その暴れん坊が、裁判所という組織の中で、様々な職種の人たちと協働して仕事をしようなんて、気でも狂ったんじゃないかと思われても仕方なかった。

それでも、何か違うことにチャレンジしてみたいと思い、応募書類を取り寄せた。しかし、当時の私には、あまりにも基準をクリアするためのハードルが高すぎるように思え、一度、あきらめた。

そうしたところ、当時任官推進委員会の担当事務局職員だった大杉さんという方（既に退職）から、電話がかかってきた。

「先生、応募しないの？」

私は、正直に「今の私ではちょっと無理です」と答えた。そうしたら、大杉さんはさらにこう言った。

「いや～、案外通るもんだよ。で、締め切り明後日だから、よろしくね」

私は、焦って大量の応募書類を1日で書き上げ、締め切りぎりぎりに提出した。中学卒業以降の自分の学歴を1年ずつ書き間違え、大量の訂正印を押しての提出であった。

なぜか弁護士会の選考も裁判所での面接も通ってしまい、2013年の10月から、私は東京家裁の家事調停官として週1回火曜日勤務を開始することになった。

今でも一番覚えているのは勤務初日のことである。

まさに今の自分（注：執筆時は退任前である）がそうであるが、退任間近の調停官は、後任の新人調停官にあまり厄介な事件を残したくない。退任ぎりぎりまでなんとか自分で終了させようと頭をひねる。しかし、当事者の思惑はそんなものとは関係ない。努力むなしく、事件は新任調停官に引き継がれる。

私の勤務初日は、そういう事件の少なくないいくつか、調停成立あるいは不成立を迎えることになった。執務机に座ることもままならず、調停室から調停室を渡り歩くこととなった。自分にとっては、全てが「ぶっつけ本番」だった。私は、当時の担当書記官に対して、調停室に入る前に「何かおかしなことをしそうになったら全力で止めてください」とお願いしていた。

この経験は、その後の調停官生活の宝になった。「あれができたんだから、たいていのことは大丈夫」という自信になった。何より、「ここには助けてくれる人がある」という安心感を自然と持つことができた。

多くの事件を扱う中で、細かな不備が生じることは、どうしても回避できない。しかし、問題があっても、「相棒」の書記官に相談すれば、たいていのことは解決できた。そこで解決できない問題は、他の裁判官や、ケースによっては調査官に相談して乗り越えることができた。

失礼な物言いかもしれないが、裁判所という組織は、そういう意味で、非常に風通しが良い場所であることを身をもって知ることができた。

この4年間の経験は、弁護士としての執務にながしかの良い効果をもたらしていることは間違いないが、正直なところ、それが何かは、今はわからない。

しかし、確かに言えることは、やってよかったということだ。やらなければ私は、ただの「暴れん坊弁護士」で終わっていた。「助けてくれる人がある」という安心感の中で仕事をする感覚なんて、きっと身につかなかっただろう。

私なんぞを見守って支えてくれた東京家庭裁判所家事第2部の皆さんにお礼を申し上げるのはもちろんのことだが、私はここで敢えて言いたい。

大杉さん、ありがとうございます。

大杉さんがあの日私に電話をくれなければ、私の調停官としての4年間はありませんでした。この場をお借りして深くお礼を申し上げます。

**裁判官への任官**

**希望者募集中**

市民に一番身近な存在である弁護士が裁判官になって市民感覚あふれる裁判をしたら、裁判・司法は、より市民に身近で頼りがいのあるものになります。弁護士任官制度は、このような見地から導入され、すでに多くの弁護士経験者が裁判官として活躍しています。

任官の形式としては、常勤裁判官と非常勤裁判官（調停官）とがあります。あなたも弁護士任官を検討してみませんか。

**弁護士任官のススメ**

例えば、こんな方はいませんか？

- 修習中、裁判官に魅力を感じたことがある
- 性格的に中立公正な立場の方が向いていると思う
- 報酬や収入を気にせずに職務に専念したい
- 法曹生活の集大成として裁判官になってみたい

東京弁護士会  
弁護士任官推進委員会

当会が作成した弁護士任官推進のパンフレット

# 3 キャリア裁判官からみた弁護士任官 — 裁判の世界を豊かにするもの

学習院大学法科大学院教授・第一東京弁護士会会員 大竹たかし (28期)



弁護士任官制度  
あなたも裁判官に

平成27年の7月、39年余りの裁判官生活を定年で終えました。裁判官の世界に生きてよかったと思えることのひとつに、様々の世代の優れた裁判官と知り合うことができたことがあります。その中には、弁護士から裁判官になった人たちもいます。

この人たちと話すうちに、少し意外に思ったことがあります。それは、良い裁判、良い審理、良い訴訟指揮について、裁判所で過ごして来た私とほとんど考えに違いのないことでした。互いに同じような理想と目標で仕事をしていることがわかり、心強くうれしく思いました。また、裁判所の考えを判決文で表現することに楽しみを見出していることにも、共通点のあることを知り、うれしくなっていました。

それでも、職場や組織には文化があり、長年の間に知らず知らずにな身に付いていくように思います。最高裁調査官室から転出するご挨拶に最高裁判事の部屋を回ったことがあります。裁判所と法務省から来られた裁判官は、あらたまった感じで、いつもより一、二歩離れて一段と丁寧にお辞儀をするご挨拶でした。ところが、外務省から来られた裁判官は、つつつかと歩み寄って、右手で私の手を握り左手で肩をたたきながら「いやあ、君には世話になったなあ。ありがとう」と声をかけて下さいました。弁護士から来られた裁判官のご挨拶は、裁判所、法務省の流儀に近く、法曹三者には思ったより共通点が多いと感じた記憶があります。

それでも、弁護士から裁判官になった人には、裁判所で長年過ごしてきた人とは違うところがあると感じた点があります。それは、裁判所の一員として長年安定した給与所得を得て来た人と違って、弁護士という自営業を成功させ、組織に頼らずに生きて来た人ならではの頼もしさを感じられることで、

そこが何とも好ましいもののように思いました。共に時間を過ごすうちに、弁護士任官が裁判の世界を豊かにしていると考えようになりました。

これらの人たちは、判決書をはじめ、裁判官に求められるスキルを縦横に発揮して仕事をしているように思われました。

けれども、控訴審で、一審の訴訟記録をみていると、弁護士から裁判官になった人たちの中には、スキルの面で苦勞し、担当事件で持ち味を発揮できていないように思える例もないではないことに気がきました。弁護士から裁判官になると判決書で苦勞するという話を耳にすることがあります。けれども、気になったのは、判決書よりは、むしろ争点整理でした。例えば、人証の取調べの必要な争点が何か、裁判所がどのような判断枠組みで結論に至る判断をするのかについて、裁判所が自らの考え方を訴訟代理人に示すことをしないまま判決に至ったように思える事件がありました。訴訟記録を読むと、判決の結論を左右しない争点についても当事者が多くの主張立証をして訴訟記録は随分厚くなっていました。法律上の争点について、裁判所がどの見解を採用するかによって、当事者に求められる主張、立証の範囲が大幅に違って来る事件があります。裁判所が法律問題について調査検討を尽くさず決断を先延ばしにするほど当事者の主張立証の負担は大きくなります。このような事件の準備書面を読むと、裁判所が審理方針を早く示してほしいという当事者の切実な思いが伝わってくることもありました。審理の経過は、どうしても、判決書にも影響してしまうようで、判決理由が明快さを欠いてしまった例も目にした記憶です。控訴理由書を読むと、敗訴当事者が、一審判決の結論ばかりでなく、審理経過についても、審理方針が示されないまま手さぐりの主張立証を余

儀なくされたなど納得のいかない気持ちでいることが伝わってくることもありました。このような事件では、判決書より争点整理について、裁判官のスキルをさらに発揮する余地があったのではないかと感じた記憶があります。

争点整理のスキルは、裁判長が新任の判事補を指導する大切なポイントのひとつだと思います。裁判長は合議事件の審理を通じて実地に時間をかけて指導していると思います。そうすると、弁護士から裁判官になりこの指導を受ける機会がなかった場合には、自分で補う必要があると思いますが、これは十分に可能なのではないかと考えていました。本稿の冒頭に登場した弁護士から裁判官になった人たちが担当した一審事件の訴訟記録を、控訴審で読む機会がありましたが、裁判官によってこのスキルが縦横に発揮されていたからです。また、法務省に勤務したときの経験からもこれが可能なのではないかと考えるようになりました。法務省で私が責任者を務めた部署では、民事関係の法律を使いこなすことが求められましたが、裁判官出身者ばかりでなく、検察官出身者も働いていました。検察官出身者は、民事関係の法律を仕事で使った経験に乏しいので必死に勉強しますが、このような検察官出身者の中から、裁判官出身者をしのぐような法律家としての力量を発揮する人が出てくることを何度も目にしました。法律家として豊かな素養を備えた人が精進を重ねれば、別の分野でも法律家として十分な能力を発揮することができるようになると思うようになりました。

スキルの問題を、どのような方法で解決するのかという質問にお答えするのは、私の能力を超えるように思います。解答する適任者は、本稿の冒頭に登場した弁護士から裁判官になった人たちだと思います。

けれども、これに関連して、甲府地家裁の所長時代に聴いた新聞社の支局長さんの講演を思い出しました。プロ野球を長年取材した経験に基づく「プロの仕事」というテーマの司法修習生向け講演です。講演では、アメリカのプロ野球で活躍した日本の投手と活躍できなかった投手についてもお話がありました。「その投手が活躍できなかった理由は、日本で投げているボールがアメリカで通用しなかったわけではありません。日本で投げているのと同じ球威のボールをアメリカで投げることができなかったためです」「アメリカは、マウンドひとつを見ても、高さ、固さが日本とは違います。そのため、日本と同じ投球フォームでは同じ球威のボールを投げることはできません。アメリカで成功した投手は、足の踏み出し位置、ボールのリリースポイントなど素人が見てもなかなか気付かないような点で投球フォームを微妙に修正する能力に例外なく優れていました。この修正されたフォームから、日本と同じ球威のボールを投げることができたのです。この修正がうまくできなかった投手はアメリカでは活躍できませんでした」というお話でした。

この講演を思い浮かべながら、フォームを上手に修正され、裁判所のマウンドから、持ち味をいかした素晴らしいボールを投げただけならばと思いました。

裁判の世界を一層豊かにすることができる人たちが、今後も弁護士の世界から裁判官の世界へ入って活躍されることをお祈りして、筆をおきたいと思っています。

# 4 弁護士任官経験者に聞く Q&A

## Q1 弁護士任官までの手続など負担が大変では？

申込書類の準備や審査手続への対応の一方で、弁護士廃業に向けた事件等の引継ぎや顧問先等の挨拶回りなどをこなさなくてはならないので、結構な負担になるのは事実です。

審査期間は、弁護士会・裁判所をあわせると約1年にわたります。このような長期間慣れない審査対象になっていると思うと、途中で気が重くなるなど精神的負担も生じるかもしれません。任官申込時点で目標を定めて賽は投げられたのですから、自分を信じるとともに気分転換して上手に乗り切りましょう。

## Q2 局長面接って怖くない？

もちろん怖いです。いや、思ったほどでもなかったかな。最高裁の局長が勢ぞろいしているわけですから、緊張しますよね。でも、面接で笑い声が廊下まで聞こえていた例もあるようですよ。私の時は、必ずしも意に沿う回答ばかりではなかったせいか、多少緊張感が漂っていましたが。

## Q3 任地の希望ってどの程度聞いてもらえるの？

私の場合はいつも希望どおりでした。ただ、希望内ではあるんだけど、微妙に核心を外してくるというよく言われる印象は確かにありますね。任官時及びその後も毎年希望の任地を聞かれますから、よく考えて上手に回答しましょう。

## Q4 転任の負担が大変では？

これは家庭状況によるわけで、子育ての問題が重要だろうと思います。でも、裁判官みなさんこなしてらっしゃるわけですから、何とかなるはずだと思います。本人に通勤負担が生じる場合もありますが、次の転任までの辛抱ですので、読書など有効に活用しましょう。

## Q5 収入形態が変わる点の実感は？

任官に伴う収入の増減は人によると思いますが、自分の裁量で使える経費がなくなるデメリットがある反面、案件ごとの報酬などに全く頭を使う必要がない

メリットがあります。この点は気楽になるメリットに軍配をあげたいところです。

## Q6 そもそも裁判官室って弁護士出身者が溶け込めるものなの？

心配ありません。裁判官は基本的に親切な人が多く、一見怖い印象に見えても質問すると親切に教えてくれることが多いです。忙しそうな時の配慮は必要でしょうが、遠慮せずに質問しあって、雑談にも参加しましょう。あなたも裁判官室の一員であり、裁判官室の雰囲気の一翼を担うことになるのですから。

## Q7 裁判所職員との関係は？

この点は、〈弁護士—事務職員〉と〈裁判官—書記官等職員〉は当然ながら全く違う関係なので、任官時点で自己変革して、例えばコピー・シュレッダーなど自分でする癖をつけ、自立しましょう。老後にも役立つはずですよ。自己変革さえ済めば、裁判所職員は信頼性の極めて高い頼れる仲間です。

## Q8 裁判官って窮屈じゃない？

いや、それが実は窮屈ではないんだな。羽目外したい人は別かもしれませんが。弁護士は、依頼者有利のフィルターが思考にかかっているわけで、裁判官はそれが無い分、弁護士よりも思考の自由度はむしろ高いと思いますよ。

## Q9 裁判官経験は、その後の弁護士業務に役立つかもしれませんね？

そういう個人的目的の任官よりは、社会貢献の一環として弁護士任官をとらえてほしいところです。ただ、多数の事件処理を通じて法曹としての経験度が飛躍的に高まるのは事実だと思います。

## Q10 弁護士任官に少し興味をもち、まだ質問があるんだけど、どうしたらいいですか？

当会には弁護士任官後再登録した方も増えてきているようですから、弁護士任官推進委員会に相談してみたらいいと思います。

# 5 弁護士任官のスケジュール、手続き等の説明

弁護士任官推進委員会委員 濱田 広道 (39期)



## I 常勤裁判官への弁護士任官

### 1 弁護士任官もありうると思ったら

まず、いつの任官を目指すかを考えましょう。

このLIBRAを読んで、「自分も任官できるかな?」と思った方は、早ければ2019年4月の任官が可能で  
す(資料1参照)。

次に、その任官の時点で、自分が弁護士経験10年に達しているかどうかを考えます。達していなければ、司法研修所の二回試験の成績も考慮されますので、最高裁に開示を求めてください。念のため、分野別・選択型・集合修習の各成績についても、開示を求めることをお勧めします。また、任官の時点で10年に達している方も、成績開示を求めておいた方がよいと思います。

そして、研修所の裁判教官だった人と音信のある方は、「自分は弁護士任官を考えているけれども、可能だろうか」と尋ねてみることをお勧めします。裁判教官だった人の意見は、かなり参考になります。

なお、任官してから定年(65歳)までの期間が短すぎる方は、採用されにくい傾向にありますので、おおよそ55歳くらいが上限とお考えください。

### 2 弁護士任官を決意したら (弁護士会における手続)

2018年1月中旬に応募書類を当会の総務課に提出していただくこととなりますが、書類の分量が多いので、2017年12月中には応募用紙を送るよう、総務課に求めてください。その際、事務所との関係で、まだオープンにしたいくないという場合には、自宅への送付を求めてください。

応募用紙とともに、準備していただくものの一覧表も送られてきますので、それに従って、必要書類

を揃えてください。

過去3年分の事件リストの作成に時間がかかりますので、準備には早めに着手することをお勧めします。

また、自分が起案した書面(民事の準備書面と刑事の弁論要旨を各1通以上)を添付することになります。せっかく添付するのですから、自分をアピールできるような、しっかりしたものを選んでください。

2018年1月中旬に応募書類を提出すると、当会の弁護士任官推進委員会(以下「委員会」といいます)において、審査が開始されます。

当会は、応募書類に基づいて、第三者に対し、応募者の適格性に関する照会書を送付し、回答を求めます。

委員会内の適格性調査部会で、担当者2人が選任され、応募書類と適格性に関する回答書を踏まえて、3月頃、応募者に対する面接を行います。

担当者の報告書に基づき、外部委員を入れた審査部会が、4月頃、改めて応募者の面接を行い、適否の意見を決めます。

この意見に基づき、委員会が適否を決め、最終的には当会の理事者会が適否を決めて、「適格である」と判断された場合には、5月頃、関東弁護士会連合会(以下「関弁連」といいます)に進達されます。関弁連の審査を通ると、日本弁護士連合会(以下「日弁連」といいます)に進達され、日弁連でも適格と判断されると、6月頃、最高裁判所(以下「最高裁」といいます)に進達されます。

当会の審査を通ると、最高裁が指定している「裁判官採用選考申込書」等の書類を作成して、当会に提出していただくこととなります。

### 3 弁護士任官希望者に対する支援体制

弁護士任官を表明すると事務所を辞めなければなら

【資料1】常勤裁判官への任官タイムスケジュール

年	月	エリア	内容	必要書類または評価対象となる書類
2018	1月末	東弁	申込締切	i 自薦の場合 ①申込書・登録票 ②自己評価回答書 ③意見照会可能な弁護士のリスト ④過去3年間の事件リスト ⑤準備書面・弁論要旨等(各1通以上) ii 他薦の場合 上記①～⑤に加え ⑥推薦書・承諾書
	2月		自己評価回答書に基づき第三者へ照会	評価質問票
			第三者からの回答	評価回答書
	3月頃		適格性調査部会による第1回面接 ※弁護士委員のみ	申込書類一式 自己評価回答書および評価回答書
	4月頃		任官候補者審査部会による第2回面接 ※弁護士委員7人+外部委員5人	申込書類一式 自己評価回答書および評価回答書 適格性調査部会からの調査報告書
	5月	弁護士任官推進委員会および理事者会で推薦決定	申込書類一式 自己評価回答書および評価回答書 選考部会からの最終調査報告書	
	5月末	関弁連	関弁連への進達締切	申込書類一式 自己評価回答書および評価回答書 最終調査報告書 最高裁提出書類
			審査	
	6月中旬	日弁連	日弁連への進達締切 最高裁への推薦	同上
	7月初旬	最高裁	最高裁への進達締切	その他として「司法研修所の成績」 「実務修習における成績」
	7月～9月		東京地域委員会による情報収集	
	11月		局長等による面接	
	12月		下級裁判所裁判官指名諮問委員会での審議	
裁判官会議での裁判官に任命されるべき者として指名する旨の決定 本人へ見通しの連絡				
2019	3月	内閣	閣議決定	
	4月1日		任命	
		各裁判所	執務開始	

なくなる方や、任官に向けて事件数を減らし、事務所を閉めなければならない方のために、日弁連には、弁護士任官支援事務所の登録制度があります。日弁連のサイトで「弁護士任官支援事務所」で検索すると、すぐに一覧表が出てきます。その中から、自分にふさわしい事務所を探して、受入れについて打診してみてください。

ちなみに、これらの支援事務所の中には、弁護士任官を終えて再び弁護士登録した人を受け入れているところもあります。

また、今年の9月から発足した日弁連の制度として、「都市型公設事務所を活用した弁護士任官促進事業」があります。この制度は、任官希望者を受け入れる都市型公設事務所に対して、100万円の任官支援補助金及び200万円を限度とする事務所拡張支援補助金を給付することによって、間接的に任官希望者を支援するものです。

この制度を利用した都市型公設事務所への加入も、ぜひ、ご検討ください。

## 【資料2】「弁護士任官等に関する協議の取りまとめ」

別紙1及び別紙2より抜粋

## 4 裁判官として「適格」とはどういうことか

冒頭で司法研修所における成績のことを書きました。

成績がある程度優秀であることは、弁護士経験10年未満での任官（判事補任官）の場合には必要とされており、判事任官の場合にはさほど強調されませんが、それでも、弁護士経験が豊富で最高裁が求めるような人材であればともかく、そこまでには至っていないと思われる方は、成績でカバーしなければならない面もあると思われます。

成績以外の要素としては、判決起案能力、訴訟運営能力、組織運営能力、コミュニケーション能力などが問われているようです。

日弁連と最高裁による「弁護士任官等に関する協議の取りまとめ」の別紙1（日弁連策定の「任官推薦基準及び推薦手続」と別紙2（最高裁策定の「弁護士からの裁判官採用選考要領」）も参考にしていますが、あまり細かいことは気にしなくても大丈夫です（資料2参照）。

## 5 最高裁における手続

2018年7月から、最高裁の中に設置された下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「諮問委員会」といいます）が、応募書類と弁護士会における審査状況（面接の議事録も送付されます）に加え、同委員会の下部組織である東京地域委員会が収集した情報をも踏まえて、応募者の適格性を審査します。

そして、11月には、健康診断と最高裁の局長等による面接が行われ、その結果が諮問委員会に報告されて、審議されます。

諮問委員会の答申を受けて、12月に最高裁の裁判官会議が開かれ、適否の内定が決定されます。その結果は、応募者の元に電話で知らされます。

## I 形式的基準

- ① 弁護士経験10年以上の判事任官が望ましいが、当面、弁護士経験3年以上の判事補任官も可とする。
- ② 年齢55歳くらいまでの者を基本とする。  
※別紙2「弁護士からの裁判官採用選考要領」によって「5年以上弁護士の職にあり、裁判官として少なくとも5年程度は勤務しうる者であって、年齢55歳位までの者。なお、当面、3年以上弁護士の職にある者も選考の対象とする。」とされている。
- ③ 懲戒処分を受けたことがないこと。

## II 実質的基準

- 1 法律家としての能力、識見
  - ① 事実認定能力、識見
  - ② 法令の解釈適用上の法技術能力
  - ③ 事件処理に必要な理論上及び実務上の専門的知識能力
  - ④ 幅広い教養に支えられた視野の広さ
  - ⑤ 人間性に対する洞察力
  - ⑥ 社会事象に対する理解力
- 2 人物・性格面
  - ① 廉直さ
  - ② 公正さ
  - ③ 寛容さ
  - ④ 忍耐力
  - ⑤ 決断力
  - ⑥ 慎重さ
  - ⑦ 注意深さ
  - ⑧ 独立の気概
  - ⑨ 精神的勇氣
  - ⑩ 協調性
  - ⑪ 積極性
  - ⑫ 柔軟性
  - ⑬ 基本的人権と正義を尊重する心情
  - ⑭ 自己管理能力・自己評価能力
  - ⑮ 思いやり・親切心
- 3 その他
 

人種、信条、性別、社会的身分、門地、宗教については、これを考慮しない。

## III 選考の内容

- 1 書面及び面接による考査
 

人物及び専門的素養について、書面及び面接による考査を行う。
- 2 健康診断
 

裁判官の職務に耐えられるかどうかについて行う。
- 3 身上調査
 

選考を受けることができる資格の有無及び申込記載事項の真否について行う。

正式には、2019年3月の裁判官会議で指名が決定し、4月に内閣が任命します。

以上は、2019年4月任官のスケジュールでご説明しましたが、毎年10月にも任官することができ、その場合には、上に述べたスケジュールが約6ヶ月ずれることになります。

## 6 弁護士任官した裁判官の任地・報酬等

最初の任地は、かなり希望を聞いてもらえますが、次からはキャリアの裁判官と同様の転勤を覚悟する必要があります。

配属は、かつては保全部等が多かったのですが、最近では高裁の陪席が多くなっています。これは、地裁から来る記録を読むことで、裁判の全体像を勉強することができ、弁護士任官者が裁判所や判決に早く慣れることができるからではないかと考えられます。

報酬は、同期のキャリア裁判官とほぼ同等とされています。

## II 非常勤裁判官（調停官）への 弁護士任官

### 1 非常勤裁判官（調停官）とは

民事調停と家事調停において、裁判官と同等の権限を有して調停主任を務める弁護士を「非常勤裁判官」と呼んでいます。法律上は「調停官」です（民事調停法23条の2・家事事件手続法250条）。

東京の場合、地方裁判所と簡易裁判所の双方に民事調停官が、また、家庭裁判所に家事調停官が、それぞれ配置されています。

週のうち特定の曜日に登庁し、非常勤裁判官とし

て調停を主宰します。

日当は、現在のところ、3万0700円です。

弁護士経験5年以上が要件とされています。また、この制度は、調停の活性化とともに、常勤任官への架け橋という位置付けも与えられているため、非常勤裁判官経験後におおむね55歳程度であることが望まれます。

2年任期で、1回だけ再任されることができます。

毎年10月1日が任期の開始日であり、4月任官はありません。

司法研修所の成績は問われませんが、裁判官と同等の立場で調停を主宰する職務を遂行できる資質・能力があることが必要です。

### 2 弁護士会における手続

2018年10月の任官を目指す場合、2017年11月までに、当会の総務課に対し、応募書類等の送付を求めてください。そして、12月末日までに応募書類を提出してください（資料3参照）。

常勤任官の場合と同様に、委員会内の適格性調査部会が担当者を決めますが、非常勤裁判官の場合、担当者は1人です。

2018年2月頃、担当者による面接が行われます。

そして、3月に、委員会と理事会会で適否を決めます。

常勤裁判官の場合には、何人でも送り出したいので、人数の制限はありませんが、非常勤裁判官の場合には、前任者の枠の分しか推薦ができません。なお、非常勤裁判官になりたいと希望する会員は増加傾向にあり、調停官の枠の増加が望まれます。

東弁から推薦された候補者は、5月に、関弁連と日弁連の審査を経て、最高裁に進達されます。

### 3 最高裁における手続

2018年6月、配属予定先の地家裁所長等による面接が行われます。

7月に最高裁の裁判官会議で採否が審議され、内定あるいは不採用の連絡が各候補者にあります。

9月の最高裁裁判官会議で正式に採用されると、10月1日付で非常勤裁判官に任命されます。

### Ⅲ おわりに

常勤・非常勤を問わず、任官に興味をお持ちになり、誰かに相談してみたいとお考えの際は、当会の弁護士任官推進委員会のメンバーがご相談に応じますので、お気軽に総務課までお申し出ください。

※本稿の内容に関連するバックナンバーとしては、「LIBRA」2009年11月号12頁の「弁護士任官を決断してから裁判官になるまで」（臼井一廣）があります。

※【資料2】については、検索エンジンで「弁護士任官等に関する協議の取りまとめ」を探していただくと、すぐに見つかります。

#### 【資料3】非常勤裁判官への任官タイムスケジュール

年	月	エリア	内容	必要書類または評価対象となる書類
2017	12月末	東弁	名簿登録申込書(応募書類)の提出締切	①申込書 ②自己評価回答書 ③準備書面(1通以上)
2018	1月		回答書に基づき第三者照会	
	2月		適格性調査部会による面接・書面審査 弁護士任官推進委員会で推薦予定者を決定	申込書類一式
	3月	理事会会で推薦決定。推薦予定者に通知、 最高裁申込書類の提出依頼	申込書類一式 適格性調査部会からの最終調査報告書	
	3月下旬	関弁連への進達締切	申込書類一式 最終調査報告書 最高裁提出書類	
		審査		
	4月下旬	日弁連	日弁連への進達締切	同上
	5月中旬	最高裁	最高裁への進達締切	同上
6月	配属予定庁による面接			
7月	裁判官会議での採用内定決定・採用内定者への内定通知			
9月	裁判官会議での採用決定			
10月1日	調停官任命			
	各裁判所	執務開始		

料理研究家

# 藤野真紀子さん

国会議員の経験もお持ちで、料理研究家として活躍している藤野真紀子さん。ニューヨークやパリでのお菓子・料理の研究や、食の原点をふまえた食育への取り組み、TOKYO ZEROキャンペーンを中心とする動物保護活動などについてお聞きしました。

(聞き手・構成：佐藤 光子, 小峯 健介)



— お料理に興味を持たれたのはいつ頃からでしょうか。

小さいときから食べているというのがもう幸せだったんですよ。嫌なことがあっても、母が何かおいしいものを作ってくれればもうそれで全部帳消しになるというか。そもそもすごく食べるということが楽しみだったというのが基本にはあると思います。祖母もごちそうするのが大好きで、一緒に買い物に行くとものすごく、山ほど食材を買って、山ほど作って、もう食べなさいと。食べるということが好きだったし、親たちも私が食べるということを喜んでいたのね。

— ご自分で作るようになったのはいつ頃からでしょうか。

だんだん大きくなって小学生ぐらいになったら、今度は自分で作りたいと思うようになりました。人が作ったものじゃなくて、自分のこだわりで、パンの薄さとかサンドイッチの具の中身とか、それから小学校の4～5年ぐらいからチャーハンも全部自分で作るようになった。それからやっぱりすごく作りたかったのがフルーツケーキなんです。フルーツケーキとか、バナナブレッドとか、ホームステイしているアメリカ人の女の子がいるような家があって、そこでそういう焼き菓子があって、すごくそれが好きで、自分でも作りたいと思いました。作っても、最初はカチカチで、なかなかおいしくはできないんですけども、母がそのカチカチのケーキをおいしいって毎日、一生懸命薄くスライス

して食べてくれたんですよね。それがお菓子作りを好きになるきっかけだったと思います。

— お料理の作り方はどうやって覚えたのですか。

ご飯は母や祖母の料理しているのを台所で見るのが好きで、とにかくいつも台所において、ずっと見ていました。そのときは、まだ子供だから見ているだけでしたが、いつか自分がやりたいと思っていて。あとは本です。

それから中学、高校と、どっちかというとお菓子を作っていて、クッキーを作ったりしました。下手くそだったんだけど、それでもすごい楽しかったんですね。24歳で結婚して一番うれしかったのが、自分の台所が持てるということで、自分の城というか、台所ができたというのがうれしかったですね。大学のころはもうおけいこは全部お料理だったから、結婚して本当に実際に食べる人がいてというのがすごくうれしかったですね。ただ、料理研究家になった大きなきっかけは、もう完全に海外生活だと思っています。

— 海外生活でどのようなきっかけがあったのですか。

夫がニューヨークに赴任になったのですが、海外に行くと、これは日本に帰るとき、ただでは帰れないみたいな、せっかくこのチャンス、故郷に錦を飾らなきゃ(笑)みたいな気分だったわけです。私はやはり食べる

ことが好きだから、好きこそもの上手なれ、であり、継続の力ということで、ローズという先生にお菓子を習ったり、いろいろなパーティーをしたり、あとは食べ歩きとか、いろいろなことをしながらアメリカでできるだけ食べるということを経験しました。

— アメリカではパーティーは多かったんですか。

すごく多いですね。ホームパーティーというのが。そういうホームパーティーの場で私たち女性の活躍する場というのが結構多かったんです。

それから、逆に海外に出ると日本のよさ、妙におせちを作りたくなる。妙に白いご飯をちゃんと食べたくなるというのがあったので、そこでお重を持っていっておせちを作ったり、子供たちに、アメリカにいるからこそロブスターで、伊勢エビの代わりにね、お重の中に入れてたりとか、そういうことをやりましたよ。

— アメリカの方と交流していかがでしたか。

アメリカの女性の持っているエネルギーというのにすごい触発されて、何かやっぱり学ぶことをしたいと感じました。子育てってすごく大事なことなんですけど、地味なんですよ。でも仕事って、やっぱり社会というところで私個人が認められるという。若かったから、何かそういったところの安心感みたいなのがあったのかもしれないですね。そこで何かしようかなという。アメリカの女性は、すごいたくましいし、ものすごいエネルギーだし、歩き方ひとつ違ふし、もう胸の張り方ひとつ違ふし。今で言う肉食系女子ですネ（笑）。ステーキ食べて活力にして、私は絶対負けないぞみたいな気分になっちゃったの。

ただ、すぐに晴れの舞台に出たいと思ったわけじゃなくて、最終的に準備をしようと思ったんです。料理の勉強をして、きちんと自分のレシピを蓄積していくとか、そういった準備をしておこうと思ったんです。だから勉強して、そこできちんとため込んで自分の引き出しをたくさんつくっておいて、あるときが来たら、そこから私はもうその引き出しを開けて仕事ができる状態にしようと思っていたの。老後のライフスタイルプランでした。ところが、結構早い段階で引き出しを開けちゃったという感じですよ。

— 思ったより経験を生かすチャンスが早く来たのですか。

アメリカに行ったときは、ローズ・バレンボエムという先生の自宅でお菓子を習っていました。

ただやはり、私の引き出しがアメリカの時代は少なかつたんですね。子供が小さかったので、まだそんなに、何かすぐにこれを使って仕事になるとも思っていなかったし、何をしたら仕事ができるかも分からない。思いもつかないから、わりとあいまいにしていたの。でも、アメリカから帰国して、アメリカのクッキーを出してくれという話が来まして、アーリーアメリカンの雑貨屋さんでクッキーやアップルパイを出すことになりました。そこから『LEE』だとか、『ELLE Japon』とかの取材が入ってきました。

その仕事 came ときに、やっぱり自分のキャパ、持っているものがあまりにも少ないということに気付いたんですね。それで、こんな自分の状態で、それから失敗もするし、経験も少ないし、これで仕事ができるんだろうかという疑問を持っていました。

— その後、パリに行かれたのですね。

そう思っているときに、パリに行くぞという話になったので、やったあみたいな感じでパリに行って、今度はもう徹底的に勉強するという意気込みでした。

日本で編集者の人たちとお付き合いをしていると、やはり名刺代わりの学歴なり、キャリアなりというのは、お付き合いの入口では、効果的であるということを感じていて、リッツ・エスコフィエという料理学校に入って。ディプロマを取るということをしたんです。

フランスは、世界の食文化の最高峰ですから、もうありとあらゆるレストランから、マルシェから、いろいろなものを食べ尽くそうという意気込みで、食べる楽しみというのは本当に尽きませんでした。

— 帰国されてから、本格的にお料理研究家としての活動を始められたのですね。

帰国後、著書を出したのですが、その本に入っているアンケート用紙で「お教室ないんですか」という問い合わせが1,000通ぐらい来ちゃったんですね。それで、じゃあ、ということですぐにお料理教室、お菓子教室を始めましたね。

著書が立て続けに何冊か出まして、もう何十冊と出ましたけど、その一番最初、新人から上がっていくときが一番注目を浴びるときで、みんなが殺到して

くるときなんですね。

その後、ウエイティングの人たちも、生徒さんの数も落ち着いてきたころに、国会議員選挙の候補者となって、そこでひとつの節目といいますか、教室が縮小されたと思います。その中で、やはり何というのかな、料理研究者としてのエネルギーは少し下がってくると思うんですね。そして、国会議員となりましたが、一期で政界からは退きました。

自分の積んできたキャリアを世の中に生かすために、世の中に役に立てるためには議員でいるのか、料理研究者でいるのかであれば、圧倒的に料理研究者でいた方がお役には立てると思ったので退いたんですけども、法律とか政治というのは、実は私たちの生活とすごく密接な関係があって、その後、動物愛護の活動とか世の中を何とか変えたいというときに、4年間の政治の世界にいたという経験がものすごく生きてきているということは痛感します。

——国会議員をされていたときに動物愛護の活動に関心を持つようになったのですか。

そうです。私は本当に生まれたときから犬がいっぱい、鳥はいっぱいという生活で、動物はずっと好きでした。議員になったときに、やっぱり犬好きだったので環境委員会に所属しました。自然環境とか、動物の問題とか、生態系の問題というのは私はものすごく興味がありました。環境委員会の中の問題で、動物愛護というところで特化してやるようになったんですね。

そこで初めて動物愛護の世界に入っていきんですが、名古屋市の動物愛護センターの視察をして、初めて捨てられた犬と、それから野犬とを見て、人の理不尽さというのに憤りや疑問を感じました。かつて飼われていたであろう犬が一生懸命お手をするんですね。その子を、あと数時間後にガスで殺すというわけです。そのときに、そこにいた3匹を引き取ったというのが私が保護犬を引き取った始まりです。

本当にガスで殺されているんだというのと、捨てに来る人たちがいて、その捨てられた犬たちが全部殺されている。その諸外国との差や日本の動物福祉の意識の低さというのもそこで分かって、これはどうにかできないのかと。原因は何なのかとか、どうしたらこれが直せるのかとか。そこから動物愛護法の改正というところに入っていったんです。

——「TOKYO ZEROキャンペーン」という活動で代表理事をされているんですけど、立ち上げからずっとかかわっていらっしゃるんですね。

オリパラが東京で開催されるんだといったときに、世界に恥ずかしくない日本、世界に恥ずかしくない東京で、オリンピックを迎えたいというのがみんなの思いだと思うんですね。動物の命を尊ぶ国際都市東京というところを目指してほしいというのがあったので、「TOKYO」なんです。その意味で、1つの直近の目標というのができたんだと思うんです。

もっと知恵を使って工夫をして、犬猫の殺処分をしなくてもいいような日本をつくろうというロビー活動であったり、それから啓蒙をしようという。

「TOKYO ZEROキャンペーン」はネットを通して、いろいろなジャンル、いろいろな分野の人のオピニオンリーダーたちが声を上げることによって、そのジャンルごとにやはり人が付いてくるんだということで、いろいろなジャンルの著名人にお声掛けをいただくということで始まったんですね。

そしてネットでの署名活動をして、要望というものを政治の世界で具現化していくことをしまして、署名が10万人近く集まったので、今年の1月に環境大臣に一度提出しました。

——どのような内容の署名活動をされているのですか。

命を大事にするという動物福祉の精神をもっと広めるということと、それから幼齢の犬猫を8週齢まで展示販売してはいけないということの実現がなされていないので、前回の動物愛護法改正の際に積み残したものを、着実に次回の法改正の中で成立させていこうということ、それからあとはティアハイムの実現というのがあります。

——それはドイツの施設の発想ですよ。

今の日本の自治体が行っている愛護センターというのは、まさに処分をする場所であった。東京オリパラということになってから、動物福祉先進国のように殺処分をしないという方向に社会が変わってきています。変わってきていますけれども、愛護センターは、まさに処分をするところだったので、それを譲渡の方向の施設にしようという動きが出てきているんですね。とはいえ、温度差はまだまだで、地方によっては、改善

されていない状況もあり、問題です。

——動物愛護法の改正の予定や、2020年のオリパラがあったりという動きのなかで、目標をもって活動をされているということですね。

そうですね。だから本当にロビー活動が大事だと思うんですよね。4年間の議員生活というのは、効率の良いロビー活動の仕方とか、そういうことも含めて、私にとっては、とても大事な経験だったと思います。

——話は変わりますが、食育の活動もされていますね。

「味覚の一週間」というのが、フランスで27年されています。ジャンクフードとか食の安心安全が壊れていくので、きちんとした食の安心安全と、それから食文化の継承をしていこうという活動です。

私たち日本はフランスと一緒に共同で連携してやり始めて6年目になるんです。1週間イベントがあって、フランスの食育イベントですけど、何をやるかという、子供たちには出前授業をやるんです。甘い、酸っぱい、しょっぱい、苦い、うま味とこの5つの味を、五感を使って感じながら食べるということですね。

あとはイベントとしてデパートだとかレストランで展開して行って、一般の方たちにやっぱり味覚というものをもう1回確認していただいて、嗅覚を使ってみたり、目を使ってみたりして、五感をとぎすまして味わってみる感動にもう1回気付いてもらう。食を通した五感の目覚めですネ。日常の本当に当たり前の営みなんだけれども、すごく大事なことを、見直そうねということなんです。

——具体的にどんなことをされているのですか。

この1週間のイベントの中で、私たちが力を入れてやっているのが、子供たちに対しての味覚の授業です。生のごまをいってすり鉢でする。何が違うかという、香りが違うんです。子供はうわっと感動するんです。食べるということは命にかかわることなんです、食べるということは幸福感でもあるんですね。1年に1回でも2回でもいいので、おだしを削り節でキッチンで作ってみたり、それをやったときに、本物を味わう感動を、一生のうちに1回、子供たちに味わわせる。それは必ず脳に記憶されます。食で体験した幸福感や感動の記憶は、大人になった時にも、よみがえり、生きる勇

気につながります。日本の子供だったら、お母さんやおばあちゃんのおにぎり1個でも、人生をあきらめない力になるはずですよ。

本当に1つ、今日のごまだけをいって、すって、おひたしに、買って来たんだけど掛けましょうと。たった一手間でいいんですね。この労をいとわない一時間が、愛情なんですよ。

たぶんどんなに忙しいお母様でも、子供が喜ぶことはしたいはずなんですよ。食べるというところは実はすごく感動があって、その感動は生きたい、生きようというそういった力も持っているという、そこを自分で体験してほしいのです。

本当にそのときに子供たちがエキサイティングに、活気にあふれてくる、目が輝いてくるという、それをどこかで大人になったときに覚えていて、自分が家庭を持ったときに思い出すでもいいし、ずっと忙しくてコンビニのお弁当を1カ月食べ続けたときに、ふっと思い出して、そうみたいなきがあるかもしれない。そういったことをこういった活動を通してやれたらいいかなと思っています。

——最後に、弁護士会や弁護士に何か期待することとかありましたら教えてください。

弁護士さんは、法律のプロということなので、いろんなトラブルがあったときに、救済のルートを探してくれる人たちだと思います。

動物愛護法の改正のときも、法律のプロの方に入ってもらったことによって、より確実な国の法律の体系ができていこうと思っています。そういった意味で、ぜひご協力をしていただきたいと思っています。社会の小さな声やもの言えぬ命などにも光を当てていただける存在であってほしいと思っています。

#### プロフィール ふじの・まきこ

料理研究家。元衆議院議員。夫の赴任にともないニューヨーク、パリに居住し、パリではエコール・リッツ・エスコフィエでお菓子和料理のディプロマを取得する。帰国後、お菓子と料理の教室「マキコフーズ・ステュディオ」を主宰。「フランスの素朴なお菓子」など著書多数。フランスの食文化を日本に伝える活動をしているほか、食を通じて豊かな心を育てる「食育」にも力を入れている。オリンピックが東京で開催される2020年までに、まずは東京から殺処分対象となる犬猫の数をゼロにしていこうを目指す活動であるTOKYO ZEROキャンペーンの代表理事も務める。

# 理事者室から

6名の副会長が理事者室の取組みを毎月ご報告します。



## 「べんとら」リニューアル

副会長 露木 琢磨 (46期)

9月20日、弁護士業務をサポートする会員向けアプリ「べんとら」が、リニューアルされました。

「べんとら」は、弁護士業務を様々な方向からサポートする会員向けアプリです。

「べんとら」には、一般メニューとして、「民事」、「刑事」、「施設情報」、「法令集」、「便利ツール」、「LIBRA」、「とうべんいんふお」の各項目が掲載され、会員専用メニューとして、「研修」、「お役立ち情報」、「若手支援(今回新しく追加されました)」、「安否確認」、「各種アンケート」の各項目が掲載されています。

この「べんとら」、実に良くできています。

「施設」のところをタップすると裁判所、検察庁、警察署、公証役場等の住所、URL、電話番号、地図が掲載され、検索の手間が大幅に軽減されます。

先日、理事者室で、刑事事件の控訴審において再保釈中の刑事被告人に対して実刑判決がなされた場合に、法廷で収容が行われるかということが話題となりました。

「あれどうだったっけ」、なんと、これも「べんとら」に記載されています。

「刑事」のところをタップして、さらに、刑事弁護の豆知識⑭控訴審、公判の判決のところをタップすると「2. 再保釈中の実刑判決の場合」として「東京高検の場合、東京地検と異なり、直ちに法廷で収容を行わない」と記載されています。

そして、今回のリニューアルで、当会が行う研修の申込みが便利になったり、懲戒事例集が追加されたり、「民事」のところ、予納郵券情報、逸失利益計算機能等が追加されたり、ますます機能が充実しました。

本年9月19日現在、ダウンロード数も当会会員以外の方も含めて7318名となりました。

Androidでも、iPhoneでも簡単にダウンロードできますので、まだダウンロードされていない会員の皆様は是非、ダウンロードして、ご活用ください。

## 他会との協議会

副会長 榊原 一久 (48期)

秋以降は、人権大会やシンポジウムなどの日弁連関連の行事や各地の弁連大会などで東京を離れることも増えてきます。

また、東弁役員と他会の役員との協議も行っています。大阪、愛知、福岡との協議会のほか、東京近辺のさいたま、千葉、神奈川との協議会もあります。4月に役員に就任して以来半年経過した秋になるといろいろな課題がはっきりし、他会でどのように対処しているかが

気になってきますので、意見交換をすることはとても意義があります。他会の役員との懇親という意味合いでも、会務を進める上でいろいろな経験や悩みがお互いに出てくる時なので、懇親も深まります。他会もいろいろ知恵を絞って工夫をしながら会務を遂行しているのがよくわかります。私も頑張らないと。まだまだ解決しないといけない課題は山積みです。

## 先進会員感謝慰労会を終えて

副会長 遠藤 常二郎 (39期)

9月21日、クレオで先進会員感謝慰労会が開催されました。約110名の先進会員の方々にお集まり頂き、盛会のうちに終わりました。懇親会前の講演では日本将棋連盟会長の佐藤康光九段の「将棋の世界と勝負観」という題名で大変興味深いお話を頂き、先進会員の方々にも大変好評でした。

先進会員の方々には70歳を超えられても、現役の第

一線で活躍され、また様々な公益活動に従事されている方が多いことに本当に驚き、感服致しました。我々理事者も、先進会員の方々のお姿を見習って、もっと頑張らなければという思いを強く致しました。

先進会員の方々におかれましては、健康にご留意され、また来年も是非、ご参加して頂きたく願っております。

## 関東弁護士会連合会

副会長 平沢 郁子 (41期)

秋は関弁連大会を皮切りに全国各地で弁連大会や人權大会があり、会長は全てに参加されますが副会長は手分けして参加します。

関弁連大会は、9月29日、静岡県沼津市で開催されます。いつもどおり午前中はシンポジウム、午後は大会、講演会の予定で、今年のシンポジウムのテーマは平時の災害対応です。海に面した静岡県はかねてより東海地震、東南海地震に備えなくてはという危機感を有

しているため、自治体や住民の方々への取り組みも熱心なので、自治体と連携した先進的取り組みが披露されるのではないかと思います。

あちこちの大会などに行くと、なかなか会えない東京以外の弁護士と会って近況や各地の話が聞けるのも楽しいのですが、副会長として公務で行けるのは役得かなと思っています。

## ゴルフだけはやらないと思ってました

副会長 磯谷 文明 (46期)

環境破壊なんてことは言いませんが、せっかくの休日に早起きして、数万円もはたいてちっちゃなボールを転がして、疲れはてて帰ってくる。ゴルフは、怠惰な私にはおおよそ考えられない趣味で、弁護士登録以来二十余年、お誘いは一切お断りしてきました。

しかし、遠藤筆頭から「11月に大阪弁護士会とのコンペがあるから、それに出るように」と命じられたのが

8月末。慌てて初心者向けクラブの格安セットを購入し、自宅近くのジムでやっているレッスンに申し込み、現在、無謀な特訓中です。実は、今年度執行部のなかで、全くやったことがないのは私一人。会長も以前はかなり飛ばしたとか。

それにしても、なんで止まったタマを打つだけなのに空振りするのか、誰か教えてください！

## 自治再考

副会長 松山 憲秀 (46期)

会員の皆様、松山です。つい先ごろ、「弁護士会がなければもっと稼げるから、自治なんて要らない」という発言に接しました。以来、弁護士自治について改めて思いを巡らしています。この発言の真意は「弁護士会に縛られなければ自由に営業できる」というところにあるようでしたが、はたしてそうなのでしょうか？ 自治を無くせば、私たちはより自由になるのでしょうか？ そもそも、私たち弁護士という職業人にとっての自由とは、どのようなものであるべきなのでしょう？ そして、

自治を弁護士の営業活動を縛るものと捉えることは、自治が認められている趣旨に合うものなのでしょうか？

これら湧き出る疑問を解く鍵は、「基本的人権を擁護し、社会正義を実現する」という弁護士法1条1項の定める弁護士の使命に求めるほかなさそうです。弁護士の使命から自治を問い直す。この言い古されていながら、未だに新しさを失わない作業を繰り返さなくてはならないと深く感じ入っている次第です。皆様もご一考頂けますと幸いです。

# OKINAWA

## 第12回 辺野古訴訟最高裁判決を巡る諸問題

—最高裁平成28年12月20日第二小法廷判決\*1—

人権擁護委員会 沖縄問題対策部会 部会員 神谷 延治 (60期)

### 1 はじめに

沖縄県知事（以下「知事」という）が国土交通大臣の是正の指示に従って埋立承認取消しの取消しをしないとして、同大臣が求めた地方自治法251条の7第1項に基づく不作為の違法確認の訴えに対し、最高裁は、2016年12月20日、知事の不作為が違法であったとした原審\*2の判断を是認し、知事の上告を棄却した\*3。

本件は1999年の地方分権改革以降における国の関与に関する初の事案であり、2012年の地方自治法改正により創設された「国等による違法確認訴訟」について最高裁が初めて判示したものである。本判決には、法治主義と地方自治の観点から多くの問題点が指摘されていた\*4高裁判決の是正が求められていた。ところが、高裁判決から約3カ月という短期間で言い渡された本判決は、司法権に期待された機能を健全に果たすどころか、高裁判決の問題点を引き継いでしまった。

以下、本判決の骨子を確認したうえで、その問題点について考察する。

### 2 本判決の骨子

#### (1) 処分の職権取消しの適否に係る判断方法について

「裁判所の審理判断は、当該処分がされた時点における事情に照らし、当該処分に違法又は不当（以下「違法等」という）があると認められるか否かとの観点から行われる」。「そのような違法等があると認められ

ないときには、行政庁が当該処分に違法等があることを理由としてこれを職権により取り消すことは許されず、その取消しは違法となる」。

「本件埋立承認取消しに係る上告人の判断に裁量権の範囲の逸脱又は濫用が認められるか否かではなく、…前知事がした本件埋立承認に違法等が認められるか否かを審理判断すべき」。

#### (2) 公有水面埋立法の要件適合性について

ア 「国土利用上適正且合理的ナルコト」（公水法4条1項1号）という要件の審査は、「事実の基礎を欠いたり社会通念に照らし明らかに妥当性を欠いたりするものでない限り」その判断に瑕疵があるとはいえない。「前知事の判断が事実の基礎を欠くものであることや、その内容が社会通念に照らし明らかに妥当性を欠くものであるという事情は認められない」。

イ 「其ノ埋立ガ環境保全及災害防止ニ付十分配慮セラレタルモノナルコト」（同法4条1項2号）という要件の審査は、「専門技術的な知見に基づいてされた都道府県知事の判断に不合理な点があるか否か」という観点から行われる。前知事の「判断過程及び判断内容に特段不合理な点があることはうかがわれない」。

ウ 「本件埋立承認取消しは、本件埋立承認に違法等がないにもかかわらず、これが違法であるとして取り消したものであるから、違法である」。

\* 1：民集70巻9号2281頁（[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/358/086358\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/358/086358_hanrei.pdf)），判例タイムズ1434号28頁，判例時報2327号9頁

\* 2：福岡高那覇支判平成28・9・16判例時報2317号42頁

\* 3：最高裁は、2016年12月13日、憲法違反の主張（自治権侵害など）に対して何らの理由を付すことなくこれを棄却した。

\* 4：岡田正則・白藤博行・人見剛・本多滝夫「沖縄・辺野古と法 辺野古訴訟と行政法上の論点(2) 第2ステージ—第2次辺野古訴訟～福岡高裁判決～最高裁判決」法学セミナー751号（2017年8月）33-37頁，岡田正則「辺野古訴訟で問われる日本の法治主義と地方自治—高裁判決をどう是正するか」世界888号（2016年11月）40頁，岡田正則「裁判所による法治主義・地方自治の破壊—辺野古訴訟高裁判決の問題点と上告審の課題」法律時報88巻12号（2016年）106頁，本多滝夫「辺野古訴訟・福岡高裁判決の論理—行政法理論の『誤解』」法と民主主義512号（2016年10月）34頁，武田真一郎「辺野古新基地建設をめぐる不作為の違法確認訴訟について」成蹊法学85号（2016年12月）222頁，五十嵐敬喜「辺野古高裁判決の不条理」世界889号（2016年12月）92頁，松永和宏「辺野古訴訟高裁判決の問題点—福岡高那覇支判平28・9・16」法学セミナー743号（2016年12月）1頁

### (3) 「法令の規定に違反する場合」の意義について

「各大臣は、その所管する法律又はこれに基づく政令に係る都道府県の法定受託事務の処理が法令の規定に違反していると認める場合には、当然に是正の指示をすることができる」。

「本件指示は適法」であり、「上告人は本件指示に係る措置として本件埋立承認取消しを取り消す義務を負う」。

### (4) 「相当の期間」の意義について

「本件指示がされた日の1週間後である平成28年3月23日の経過により、…相当の期間が経過したものと認められる」。

## 3 本判決の問題点\*5

### (1) 司法審査のあり方について

#### ア 司法審査の対象の過誤

本訴訟は国の機関（国土交通大臣）が地方公共団体の機関（知事）の不作为の違法確認を求める客観訴訟（行政事件訴訟法6条所定の「機関訴訟」）であり、その目的は都道府県の法定受託事務の処理が「法令の規定に違反している」場合の違法状態を是正することにある。したがって、裁判所の審査対象は、国土交通大臣の是正の指示が関与として適法か否か（「関与裁量」\*6の問題）、適法である場合に知事の判断に裁量権の逸脱・濫用の違法があるか否かである。

これに対し、裁判所は、「行政行為の効力に関

する不服として抗告訴訟に類する利益状況にある」（原審）として、国土交通大臣が国（沖縄防衛局）の埋立権の保護を目的として是正の指示を行ったという認識の下、沖縄防衛局が私人たる事業者として（「私人なりすまし」論）あたかも抗告訴訟を提起した場合の判断枠組みにより、前知事の承認処分と現知事の承認取消処分のいずれが審理の対象になるかというところに争点をすり替えている。

#### イ 不正な制度利用に対する司法審査の欠如

本件では処分の相手方である沖縄防衛局が処分の違法を争っていないにもかかわらず、国は、沖縄防衛局の代わりに国土交通大臣に所掌事務でないことに関して是正の指示をさせており、制度の目的を逸脱している。換言すれば、国は、「規制主体」\*7としての立場で事務処理の適正性を求めるのではなく、「事業主体」としての立場で「自己の利益を貫徹させるために地方自治法の関与制度を用いる」ものであるから、不正な制度利用というほかない\*8。

ところが、本判決は、こうした本件是正の指示の違法性について、高裁判決と同様に地方公共団体の自主性・自立性に配慮した必要最小限度のものとする関与の基本原則（地自法245条の3第1項）の観点から審査していない。

### (2) 処分の職権取消しの適否に係る判断のあり方について

#### ア 承認処分に対する取消制限の法理の適用の有無

\*5：岡田正則・白藤博行・人見剛・本多滝夫 前掲37-41頁、岡田正則「『政治的司法』と地方自治の危機 辺野古訴訟最高裁判決を読み解く」世界891号（2017年2月）93頁、五十嵐敬喜「辺野古裁判—最高裁判所の分厚い壁」世界893号（2017年4月）176頁、角松生史「法的紛争解決手続の交錯と限界—辺野古埋立承認取消処分をめぐる国・自治体間争訟」法律時報89巻6号（2017年6月）66頁、野口貴公美「判例セレクト」解説・法学教室439号（2017年4月）123頁

\*6：白藤博行「辺野古代執行訴訟の和解後の行政法的論点のスケッチ」自治総研451号（2016年）1頁、14頁参照

\*7：角松生史・前掲61-63頁参照—事業者の立場（事業主体）と管理者の立場（規制主体）の区分論—

\*8：岡田正則・前掲「『政治的司法』と地方自治の危機 辺野古最高裁判決を読み解く」97頁、同「裁判所による法治主義—地方自治の破壊—辺野古訴訟高裁判決の問題点と上告審の課題」109頁

いったんされた行政処分も、後にそれが違法又は不当なものであることが明らかになった場合、原則として処分をした行政庁が自ら職権で取り消すことができるが、相手方その他の利害関係人の信頼を保護するなどの見地から、取消権が制限される場合があると解されている\*9。特に本件のような資格等の地位を付与する場合には、適法状態の回復という法治主義の要請が強く働くので、違法な処分を取り消すことが行政庁の役割であるといえる\*10。

これに対し、本判決は、《処分に違法等があると認められるか否か》のみを基準にして知事の取消権を否定したものであり、従来の学説・判例を逸脱するような判断の射程が問題となるであろう。

#### イ 粗雑な審査による判断代置

職権取消処分の司法審査をするにあたり、裁判所が承認処分に対する取消訴訟と同様の司法審査の方式・密度で承認処分の適法性を判断し、かかる裁判所の判断を処分庁の職権取消の判断に優先させることは認められない。司法審査においては行政庁と全く同一の立場で公益等調整的判断や専門技術的判断をすることはできないから、司法審査の結果を処分庁による事後的審査に優先させるならば、原処分の判断過程について広範かつ厳格な要件判断をすることができる処分庁の審査権限が侵害されることになるからである。

これに対し、本判決は、承認処分の違法等の有無について、最も審査密度が低く、処分庁の判

断を最大限尊重する審査基準（「社会観念審査」）を用い、裁判所の審査能力が処分庁より劣ることを認めながら、他方で違法判断の主体を逆転させ、知事の判断より裁判所の審査結果を優越させている。さらに、本判決の基準によれば、原処分が「明らかに」妥当性を欠く場合や「特段」の不合理がない限り取り消すことができないことになるが、これでは行政庁は違法状態の見直しが著しく困難になるであろう。

#### (3) 不作為の違法性

国と地方公共団体との間で法律解釈の齟齬が生じた場合には、司法手続は「極めて例外的な場合にのみ用いられるべきであり、その運用においては、地方自治を尊重する観点に十分な配慮がなされるべきである\*11」。

これに対し、本判決は「相当の期間」の意義について一般論を示すことなく、国土交通大臣が是正の指示の中で定めた期間を経過した時点で相当の期間が経過したかのような形式的な判断をしており、高裁判決と同様に国地方係争処理委員会の決定及び存在理由を著しく軽視している。

## 4 おわりに

本判決は、行政権に対する抑制という司法権の役割を放棄して政府の暴走を追認してしまった点、地方分権改革の趣旨が反映されず、地方自治の観点が欠落している点において、重大な問題を孕むものである。国と沖縄県との間の問題だけにとどまらず、日本の政治、行政と司法のあり方が問われている。

\*9：塩野宏『行政法I〔第6版〕行政法総論〕189-190頁、小早川光郎『行政法上〕300-301頁、岡田正則「埋立承認の職権取消処分と取消権制限の法理」紙野健二＝本多滝夫編『辺野古訴訟と法治主義—行政法学からの検証〕187頁、東京高判平成16・9・7判時1905号68頁など

\*10：例えば、築地市場の豊洲への移転を巡る問題において、前知事がした移転のための営業許可等を、前提条件を満たさないと現知事が見直す場合を想起されたい。

\*11：松本英昭『新版逐条地方自治法〔第8次改訂版〕〕1220頁、「国・地方間の係争処理のあり方について（報告）」（2009年12月7日）（[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/kenkyu/keiso/22351.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/keiso/22351.html)）

### 1 「憲法9条自衛隊加憲論」の衝撃

本年5月3日、安倍晋三・自由民主党総裁は、「憲法9条1項・2項を残しつつ、自衛隊を明文で書き込む」という憲法9条に関する憲法改正構想を述べ、これを受け、本年7月には自由民主党憲法改正推進本部が以下のような加憲条文案を検討していることが報じられている。

「9条の2 前条の規定は、我が国を防衛するための必要最小限度の実力組織として自衛隊を設けることを妨げるものと解釈してはならない。

2 内閣総理大臣は、内閣を代表して自衛隊の最高の指揮監督権を有し、自衛隊は、その行動について国会の承認その他の民主的統制に服する。」

自衛隊の存在自体の合憲性については、日弁連内部においても多様な意見があるため、日弁連としてはこれまでその合憲・違憲について明確には述べてこなかった。しかし、自衛隊を憲法に直接規定するとすると、自衛隊そのものをどのように考えるかが正面から問われることになるため、日弁連としてもこれまでにない議論が求められることになる。

日弁連としては、既存の「憲法問題対策本部」の中に急遽、憲法改正問題PTを発足させ、8月18日・19日には合宿形式で集中討議を行い、その後も議論を重ねている。その現在の議論状況を、当会の会員にもお知らせしたい。

### 2 日弁連・憲法問題対策本部及び憲法改正問題 PT の議論状況

これまでの議論では、主に下記のような観点からの検討がなされている。

①自衛隊を憲法上明記することが必要な理由（立憲事実）があるのか。②憲法9条自衛隊加憲論（以下「本件加憲論」）は憲法9条2項の「戦力不保持規定」と整合するのか。③本件加憲論は憲法9条2項の「交戦権否認規定」と整合するのか。④本件加憲論は恒久平和主義を後退させることにならないか。⑤本件加憲論は自衛隊の統制機能を緩和ないし喪失させることにならないか。⑥自衛隊への統制機能を補うに足る統制システムの構築は可能か。⑦本件加憲論について国民が熟慮できる環境が保障されているか。

これらの議論の詳しい内容については、スペース上

とても書き切れないが、10月には日弁連憲法問題対策本部の方で「検討資料」という形でこれをまとめ、全国の単位会にも提供して議論を呼びかけるはずである。当会の憲法問題対策センターとしても、11月には当会会員間で議論できる企画を検討中であり、是非、多くの会員の皆さんの意見をお聞かせ願いたい。

### 3 日弁連・弁護士会としての検討のジレンマ

今後、当会でもこの問題について議論していくことは前述のとおりであるが、私がこれまでの日弁連の議論に参加して感じているジレンマを、個人的意見ではあるが参考のためにご紹介しておきたい。

例えば、『このような加憲条項は9条1項2項の戦争放棄・戦力保持禁止・交戦権否認に矛盾するから認められない。』というストレートな意見があるが、それは「そもそも自衛隊は違憲」と言うに等しく、国民の8～9割が自衛隊の存在自体は必要と考えている中で、日弁連がそのように言うことができるのであろうか。

また、『現在の自衛隊は、安保関連法によって集団的自衛権の行使や海外での同盟国軍への兵站行為までできる事実上の軍隊に変質しており、その状況で自衛隊の存在の加憲を取って行くと、安保関連法自体が合憲化され、自衛隊の活動範囲をますます広げられる恐れもあるので反対すべき。』という意見も強く主張されるが、「この加憲条項で安保関連法も合憲となる」とまで現段階で日弁連が言って良いのであろうか（仮にこの改憲が実現した場合にはもう安保関連法や集団的自衛権行使を違憲だと言えなくなってしまう）。

更には、『自民党の改憲条項案は、自衛隊を単に「我が国を防衛するための必要最小限度の実力組織」と規定するだけで極めて抽象的で、時の政治権力者によってその「防衛」や「必要最小限度」や「実力」の解釈はいかようにも恣意的になされ得ることになり、結果的に憲法9条を死文化させてしまい、立憲主義の理念に反する。』という意見もあるが、そういう形で争うと「ではどう具体的に規定すれば良いのか」という議論になり、結局は改憲論に巻き込まれていくのではないか。

まだまだ議論すべき点は、山のようにある。議論すればするほど、悩みは尽きない。しかし、この議論から逃げることはできない。弁護士会の正念場であろう。

# 近時の労働判例

～労働法制特別委員会若手会員から～

## 第57回 東京高裁平成28年9月7日決定〔労判1154号48頁〕

学校法人常葉学園（短大准教授・保全抗告）事件〈付保全異議・仮処分〉

誤った事実を刑事告発したことを理由とする懲戒解雇が、他の公益通報に対する報復の疑いや当該告発による損害がないこと等から無効とされた事例

労働法制特別委員会研修員 榎本 幸司 (69期)



## 1 事案の概要

本件は、Y法人の経営する短大に勤務する准教授が大学の不正行為を刑事告発・公益通報をしたことを理由に懲戒解雇されたとして、地位保全の仮処分を求めた事件の抗告審決定である。

## 2 事実経過

准教授は、平成14年4月から短大に勤務していたが、教授等からパワハラを受けたとして、同21年11月、短大のハラスメント委員会に苦情を申し入れた。また、准教授は、同委員会の聴取に対し、短大には補助金不正受給の事実もあると述べていた。このような状況の下、Y法人の警察出身の総務課長補佐が、准教授と2回にわたり面談したが、准教授は、同24年8月、総務課長補佐等を強要罪で刑事告訴した。主な告訴事実は、Y法人が、補助金不正受給問題が表沙汰になるのを防ぐため、総務課長補佐を使い、上記面談時等に准教授を脅迫、強要したというものであるが、検察庁は同年12月27日、嫌疑なしの不起訴処分とした。また、准教授は、同年12月11日、補助金不正受給の事実をY法人の公益通報調査委員会に通報したところ、同委員会は、同25年5月、補助金不正事実を認定し、同26年2月27日、朝日新聞がこの事実を報道した。

他方、Y法人の懲戒委員会は、同26年5月9日、准教授の刑事告訴に問題があるとして懲戒審査を開始し、同27年2月19日、准教授は告訴事がないにもかかわらず刑事告訴したものであり懲戒事由である「学園の秩序を乱し、学園の名誉又は信用を害したとき」に該当するとして准教授を懲戒解雇した。准教授は、懲戒解雇は無効として地位確認の本訴事件を

提起するとともに、地位保全の仮処分を申立て認容され、異議事件でも認可され、Y法人は本件抗告に至った。

## 3 主な争点

- (1) 告訴事実の真実性もしくは真実相当性
- (2) 本件懲戒解雇の有効性（通報に対する報復性、懲戒解雇の相当性）
- (3) 地位保全の必要性

## 4 決定要旨

### (1) 刑事告訴事実の真実性

准教授は、課長補佐と面談した当時、短大の不正受給問題について積極的に解明する意向があったとは認められず、したがって、Y法人側において、准教授が不正受給問題を表沙汰にすることを断念させる意図がなかったことは明らかであり、告訴事実は真実でなく、准教授はその事実を容易に認識した。

### (2) 懲戒事由の有無

本件告訴事実は、捜査機関が捜査に着手すれば、その内容が、マスコミも含めた外部に漏れる可能性もある以上、本件告訴は、抗告人の社会的評価の毀損をもたらすものであり、Y法人の事業活動に支障をきたすおそれもあることから、准教授が行った本件告訴は、懲戒事由に該当する。

### (3) 本件懲戒解雇の相当性

Y法人は、本件告訴に係る告訴事実について不起訴処分となった後に速やかに准教授に対する懲戒処分の手続に着手しておらず、むしろ、准教授の公益通報によって、抗告人の補助金受給に問題があることが明らかになり、これが新聞報道された後に、懲戒

処分の手続に着手し、本件懲戒解雇を行ったものであって、本件懲戒解雇が准教授の公益通報に対する報復であるとまでは認定することができないものの、上記の経過事実に照らせば、その可能性は否定することができない。また、本件告訴に係る告訴事実は不起訴処分になったものの、本件告訴がマスコミも含め、外部に漏れたとは認められず、本件告訴によって原告人の社会的評価が大きく毀損されたとはいえない。

さらに、准教授において、本来の職務で、その適格性を疑わせるような事実が認められないことを考慮するならば、組織秩序維持の観点からみて、本件告訴に関しての准教授の非違行為に対する懲戒処分としては、本件懲戒解雇より緩やかな停職等の処分を選択した上で、准教授に対し、指導することも十分に可能であったといえることができる。以上のような事情を考慮すると、本件懲戒解雇は重きに失するといわざるを得ない。

#### (4) 保全の必要性の有無

准教授は、教育研究活動に従事する者であり、Y法人の教職員の地位を離れては、准教授の教育・研究活動に著しい支障が生ずることは明らかであり、Y法人との間で、労働契約上の権利を有する地位にあることを仮に定めなければ回復し難い著しい損害が生じるといふべきである。

## 5 検討

### (1) 公益通報者保護法との関係について

本件は、刑事告訴事実の真実性及び真実相当性の立証が大きなテーマであるが、准教授の公益通報に対する報復としての懲戒処分がなされた可能性を示唆している点で特徴的である。懲戒処分事由発生から1年

半余りが経過し、公益通報に関する報道から僅か3ヶ月後に開始された懲戒処分手続について、報復性の立証（因果関係の推定）が問題となっている。

適法な公益通報を理由とする解雇は無効（公益通報者保護法3条柱書）であるところ、本来、事業者の内部通報規程（就業規則）にもとづき通報がなされた場合の解雇等の有効性の判断枠組みは、当該通報が通報規程に則ったものであるか否かがまず判断されることとなる。しかしながら、本決定では、本件解雇が公益通報に対する報復の可能性を指摘しているため、准教授の公益通報調査委員会への通報（内部通報）は適法との判断を前提としているようである。

通報と不利益行為との因果関係の立証は困難な場合が多い（オリンパス配転無効事件1審（東京地判平22.1.15労判1035.70）と控訴審（東京高判平23.8.31労判1035.42）等を比較参照）。本件は違法な刑事告訴に対する懲戒処分なのか、適法な内部通報に対する報復なのか微妙ではあるが、決定は、前者としても、本件処分に合理性、相当性がないとした。

### (2) 保全の必要性について

一般に、解雇事件において賃金の仮払い以上に地位保全の必要性は認められにくい傾向にあるが（新生銀行事件：東京地決平18.8.9労判921.89等）、大学教員の場合、当該地位に基づく研究活動や授業などがキャリア形成、スキル維持に必要が高いため、地位保全の必要性が認められたものと考えられる（『新労働事件実務マニュアル第4版』534頁以下参照）。

### (3) 参考裁判例

同種事案として、矢谷学園事件（広島高裁松江支部判平27.5.27労判1130.33）等があり、その他関連裁判例は、上記マニュアル234頁以下に詳しい。

# 東と弁往來

## 第54回 法テラス延岡法律事務所



宮崎県弁護士会会員  
村上 友彦 (66期)

2013年12月に弁護士登録。東京弁護士会に入会。  
2015年5月に宮崎県弁護士会に登録換えをし、現在に至る。

法テラス延岡法律事務所  
(宮崎県延岡市)

### 1. はじめに

私は、2014年1月から1年間、日比谷シティ法律事務所にて養成を受けました。その後、法テラス東京法律事務所での勤務を経て、2015年5月に法テラス延岡法律事務所へ赴任しました。

日比谷シティでは、弁護士の諸先輩方や事務局員の皆様から、法的なことだけでなく、社会人としての心構えも教えていただきました。日比谷シティで過ごした日々は、今でも良い思い出です。

### 2. 延岡市の概況

当事務所は、宮崎県北部に位置する延岡市にあります。同市は、企業城下町として発展してきた県北部の中心都市で、約12万2000人が暮らしています。県内では宮崎市、都城市に次いで3番目に人口が多い都市です。また、同市は、約868km<sup>2</sup>の面積を有する県内一広い市町村で、祝子川溪谷などの豊かな自然に恵まれています。海・山・川それぞれの幸を堪能することができ、チキン南蛮発祥の地としても有名です。秋には、市内を流れる五ヶ瀬川に鮎梁が設置され、鮎の塩焼きを堪能することもできます。五ヶ瀬川の上流には「高

千穂峡」があり、途方もない歳月をかけて生み出されたその風景美は圧巻です。

当事務所は、地域住民の法的ニーズに応えるべく、2009年3月に司法過疎地域事務所として開設されました。ただ、最近では法律事務所の支店が開設されるなど、県北部地域でも弁護士が増えています。

### 3. 新たな取り組み

- (1) 当事務所は、現在、いわゆる「司法ソーシャルワーク」に力を入れています。具体的には、「県北民事当番の紹介」、「出張法律相談」、「関係機関との連携」を中心に取り組んでいます（詳細については、拙稿「第55回スタッフ弁護士奮闘記」（自由と正義2016年8月号、64頁）をご参照ください）。今回は、関係機関（特に、福祉専門職）と連携することで生まれた新しい取り組みについて、幾つか紹介します。
- (2) まず、変化を感じたのは、各種団体の研修会・勉強会に受講生（オブザーバー）として誘われるようになったことです。私も、講師やパネリストとして研修会等に参加することはありましたが、受講生



延岡市内の風景



鮎梁

として参加することはありませんでした。そこには、福祉専門職に、弁護士は福祉に興味がないだろうとか、「先生」に受講生として参加してもらうなんて失礼などの考えがあったようです。ただ、福祉専門職にも、色々な事件と一緒に取り組むことを通じて、弁護士の仕事や私の人となりを知ってもらえる機会が増えました。その結果、弁護士も、生き辛さを抱えている人を支援するチームのメンバーになり得ることを知ってもらえました。福祉専門職と同じ受講生として誘ってもらえるようになったのも、このような意識の変化の現れだと思えます。私自身、初めて受講生として研修会等に誘ってもらったときは、チームのメンバーとして受け入れてもらえたような気がして、とても嬉しかったのを覚えています。

(3) 次に、延岡市内で成年後見業務を行う法人が設立されたことです。近年、延岡市は、成年後見制度の利用を推し進めています。その影響もあってか、成年後見制度に関する法律相談や、利用者も増えています。ただ、それに伴い、後見人等を受任している福祉専門職から、近い将来、後見人等の受け手が足りなくなるのではないかと、任意後見制度を利用したくても受け手がいないという声をよく聞くようになりました。このような状況のもと、現状を改善したいと考えた有志が集まり、幾度となく話し合いが行われました。その結果、自分達で、成年後見業務を行う法人を設立しようという結論に至りました。その後、様々な専門分野の方を巻き込んで一般社団法人を設立し、現在では、地域に貢献すべく日々業務を行っています。私も、有志の方々の熱意を間近で感じながら、地域の一人として地域の課題に取り組むことができました。

(4) 最後に、罪に問われた障がいのある人を支援する活動が始まったことです。東京弁護士会等には、被疑者・被告人に障がいがある場合、必要な連携をしてくれる福祉専門職を紹介する仕組みがあります。他方、宮崎県弁護士会に、そのような仕組みはありません。しかし、当然、延岡市内にも障がいのある被疑者・被告人はいますし、福祉専門職と連携して弁護活動を行うことが有用なことも少なくありません。私がこのような事件を受けた場合には、日頃の連携活動で知り合った福祉専門職に、支援に関して助言してもらったり、更生支援計画を作ってもらったりしていました。ただ、このような支援を受けてい



高千穂峽にある  
真名井の滝

るうちに、もっと多くの被疑者・被告人が、福祉専門職から支援を受けることはできないだろうかと思うようになりました。このような思いを何人かの福祉専門職に伝えたところ、共感してくれる人が思いのほか多くいました。そこで、福祉専門職と弁護士の有志が準備会を作り、罪に問われた障がいのある人が福祉専門職の支援を受けられるよう活動し始めました。最終的には、罪に問われた障がいのある人と福祉専門職とを繋ぐ仕組みを作ることが目標です。

#### 4. 課題

このように「司法ソーシャルワーク」を中心とした様々な活動を行っていますが、課題もあります。それは、「スタッフ弁護士の異動（任期満了）」です。これまで述べた関係機関との連携は、個人間の信頼関係のうえに成り立っています。そのため、スタッフ弁護士が異動すると、新しく赴任してきたスタッフ弁護士が、再度、関係機関の職員と信頼関係を作らなければなりません。複数のスタッフ弁護士が別々の時期に異動すれば、このような問題もある程度解決しますが、当事務所にはスタッフ弁護士1名と複数の事務職員しかいません。このような関係性を、どうやってスムーズに引き継ぐかが今後の課題です。

#### 5. 終わりに

延岡市を含む県北部地域は、東京ほど社会資源が豊富ではありません。「あの制度があれば、あの施設があれば、あの治療が受けられれば」と思うことは、少なくありません。ただ、ここには、人の生き辛さと真摯に向き合って支援する福祉専門職がいました。彼/彼女らは、ここにはないものは代わりのものを創ればよいことを教えてくれました。個人では太刀打ちできない課題にも、協力して立ち向かうことができました。もし、地方に興味があるなら、少しの間だけでも来てみませんか。弁護士の力を必要としている人が、沢山いるはずですよ。

# わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

60期(2006/平成18年)

## 横浜修習の思い出

会員 五島 康明 (60期)

### 1 修習の概要等

私は、第60期司法修習生として、2006年4月から2007年8月まで1年4ヶ月間の司法修習を受けた。

修習のスケジュールは59期とほぼ同様であるが、前期修習と後期修習が1ヶ月ずつ短縮された点が異なる。そのため、前期修習では起案の仕方を覚えるのに必死であったし、後期修習では終始二回試験対策に追われ、非常に慌ただしい日々であった。

なお、私は当時既に結婚していたが、第一子の産休・育休中であった妻の協力により、時間的な制約を受けることなく修習に専念できたことは幸いであった。

### 2 横浜での実務修習

慌ただしかった前期修習・後期修習とは対照的に、従来通り1年間の期間が確保されていた実務修習では、じっくりと修習に取り組むことができた。

実務修習地は横浜であったが、横浜は、東京と大阪に次ぐ大所帯であり、109人の修習生が配属され、4つの班に分けて修習を行った。

裁判修習では、事件記録と格闘する日々の中、同じ部に配属された修習生同士で、先輩方から引き継いだ「グルメマップ」を参照しながら、中華街などへ繰り出す昼休みが、何よりの楽しみであった。

検察修習では、担当していた事件の被疑者調べ中に第一子が生まれ、数日間欠席したので、捜査を完遂できなかったことは残念だったが、産院に駆けつけるため早退した時には、全員の拍手で送り出され、修習に復帰した時には、修習生室の壁に、「誕生おめでとう」という手作りの横断幕が設置されていた。班員が一堂に

会する大部屋修習ならではの出来事であった。

弁護修習では、横浜港一望の高層ビル内にある事務所配属され、高所恐怖症である私は、日々、足がすくむ思いであったが、依頼者との接し方から心身の健康の保ち方まで、極めて実践的なご指導を頂き、現在の業務の基礎となっている。

### 3 班の仲間たち

実務修習の開始に際し、各班の班長を決めることとなり、経緯は失念したが、私が「横浜修習A班」の班長に選ばれた。

私は、自ら先頭に立って周囲を引っ張っていくタイプではないため、何をやるにしても班員全員を巻き込むようにし、班内の風通しを良くすることに努めていただけであるが、人間味溢れるメンバーが集まっていたお陰で、極めて班員同士の仲が良い班となった。スキー、温泉旅行、班員宅での鍋パーティ、駅伝大会への出場など、修習時間外の思い出も数え切れない。

班員同士の親密な関係は修習を終えた後も続いており、定期的に家族ぐるみで集まっているほか、班員同士の結婚や、班員同士で設立された事務所もある。また、班内の連絡用に設置されたメーリングリストは、現在でも、雑談や仕事の相談などで投稿が絶えず、累計投稿数は約2800件に及んでいる。先日、熱海にて行われた10周年記念大会では、公式日程終了後、居酒屋に集合し、班としての10周年も祝った。

このように公私共に深くつきあえる一生の仲間を得られたということは、修習時代における最大の成果かもしれない。

## 専門分野は…

会員 紙尾 浩道

### 1 はじめに

弁護士に対する一般の方の理解が進んだことは、喜ばしいことである。しかし、それゆえに遭遇する苦境もある。

中でも、「弁護士も専門分野がある」という理解が社会に浸透したためか、弁護士になったことを友人に告げたとき、真っ先に飛んでくる質問「あなたの専門分野は？」。同期の弁護士は、一体どのようにこの苦境を乗り越えているのであろうか。

### 2 経験

登録から約10か月が経ち、様々な業務を経験した。刑事事件では、当番弁護、国選弁護や、被害者参加制度による参加を経験し、民事事件では、離婚、相続、後見、事業承継問題（M&Aや株価の算定等）、破産管財業務、不動産トラブル、建築工事トラブル、契約書のチェック、金銭トラブル、労務トラブル等を経験した。中でも、ボスの業務の関係上、交通事故事件はもっとも多い。さらには、行政事件として取消訴訟を扱うこともあった。

弁護士としての活動という意味では、会務・派閥活動等にもたくさん参加させていただいている。福岡の弁護士と意見交換会をしたり、最高裁判所の判事室で判事と座談会をしたり、会員のご家族も参加できる親睦企画BBQを企画運営したりとめったにできない経験が山のように押し寄せてくる。

加えて、特技のテニスを生かす場を求めて、自主的に事務所内外でテニス教室を開講したり、弁護士会のテニス大会に出席したりするととどまらず、弁護士業務とのシナジーを図ろうと、スポーツ法を研究する

勉強会に出席したり、プロのアスリートやそのマネジメントをしている人を訪問したりもしてみた。

### 3 専門性とは

以上のような様々な経験はしたものの、残念ながら自分の「専門」は何なのかというのは全く見えてこない。同期の中でも、特定の分野を主として扱っており、「専門」を語れる人がいることに時々焦ったりもする。

専門性とはいったい何なのか、どうやって身に付けるのかに対する答えはまだまだ闇の中である。

### 4 おわりに

それでも一つだけ確実なのは、弁護士という職業でなければ、世の中で起こっている事象をこんなにたくさん、深くまで知ることはできなかったであろうということである。

どれだけ事前の予習をして打ち合わせ等に臨んでも、現地に赴き、担当者の話を聞くことにはかなわない。このような経験ができるのは、弁護士ならではだと思う。そういう意味では、今の私が自慢できることはと聞かれれば、たくさんの方とお会いし、たくさん現場を見て回って、世の中の様々な事象を（もちろん、諸先輩方と比べてしまえばまだまだではあるが）自分から積極的に、身をもって体験していることであろうか。

そんなわけで、期待を込めて質問してくれる私の友人達には申し訳ないが、「あなたの専門は？」の質問には、自分の中で唯一経験豊富な「テニス」を専門にしておりますという冗談交じりの回答でしのであり、この状況はまだまだ続きそうである。いつか法律家としての回答ができる日を心待ちにしながら。

### 『ニュー・シネマ・パラダイス』

1988年/イタリア/ジュゼッペ・トルナトーレ監督作品

### くり返し観るたびに、異なる視点

会員 春日井 太郎 (58期)



『ニュー・シネマ・パラダイス  
完全オリジナル版』  
ブルーレイ発売中  
ブルーレイ：3,800円(税抜)  
発売元：アスマック・エース  
販売元：KADOKAWA  
© 1989 CristaldiFilm

心に残る映画。

LIBRAという会員誌の性格上、訴訟が関係する映画がよいとも思えたが、本稿では自分が最もくり返し観た映画『ニュー・シネマ・パラダイス』を紹介したい。

舞台は現代のローマから始まる。主人公は初老にさしかかった中年男、サルヴァドーレ。深夜、自宅に帰ると、故郷の母から電話があり、アルフレードという男性が死んだことを知る。サルヴァドーレは、かつての幼少時代、そして青年時代を思い出す。

第二次世界大戦中、サルヴァドーレはシチリア島の村、ジャンカルド村で母と妹の3人で暮らし、「トト」と呼ばれる少年だった。僻地の村のたった一つの娯楽は、村の中心の広場にある教会が、夜になると様変わりする映画館だけだった。

トトは映画に魅了され、映写技師のアルフレードに何度つまみ出されても毎晩のように映写室に入り込む。その後、ふとした事件をきっかけに2人は「協定」を結び、アルフレードはトトに映写機の操作を教えるようになる。

ある日、映画館が火事になり、フィルムから発火した火を消そうとしたアルフレードは火傷で視力を失ってしまう(当時のフィルムは、燃えやすいナイトレートフィルムと呼ばれるもので、引火性の強い燃焼性だけでなく、自然発火の危険性もあった)。

その後、トトは新しく建て直された映画館「新パラダイス座(Nuovo Cinema Paradiso)」でアルフレードに代わって映写技師となり、子どもながら家計を支えるようになる。

月日が流れ青年となったトトは、自らもムービーカメラを手に映画を撮影するようになる。そして駅で見かけた美少女エレナとの初恋。そして別れ。

アルフレードは、そんなトトに対し、村を出て、二度

と帰ってはいけないと諭し、トトはローマへ旅立つ。

「人生は映画とは違う。人生はもっと厳しいものだ。」  
「自分のすることを愛せ。子供の頃、映写室を愛したように。」

というアルフレードの送別の言葉とともに。

30年が過ぎ、サルヴァドーレはアルフレードの葬儀に出席するため、初めて故郷へ帰る。かつて映画が好きという気持ちしか持たなかった青年は、成功した初老の映画監督となっていた。

自分に映画の道を拓いたアルフレードは亡くなり、かつて映写技師を務めた新パラダイス座も既に閉館となり、建物の取り壊しも近い。

そんな中、サルヴァドーレはアルフレードが遺した形見の品を渡される。

はじめてこの映画を観たのは高校を卒業した28年前(!)。その後、上京して和光の裏のシネスイッチ銀座で立ち見で見たり(!)、初めて海外に渡航した際、ロンドンの映画館で観たり。ことあるごとにくり返し観てきた作品になる。

そのたびに、観る視点が異なってきた、かつては青年期の主人公に、そして近頃は初老の主人公の気持ちを強く思う。

また、本作品には89年に公開された国際版と呼ばれる劇場公開版バージョン(124min.)と、ディレクターズカットと呼ばれるバージョン(170min.)が存在する。

映画館の思い出を中心に進む劇場公開版に対して、主人公が成長し、壮年期に達した後の物語が詳細に描かれるディレクターズカットでは物語のニュアンスが全く変わってくることも興味深い。

好きな映画として挙げられることの多い本作であるが、若い会員の方にはご存じではない方も多いかと思いい、ここに紹介した。



# サバイバルゲームへの誘い

会員 豊川 祐行 (69期)



「ヒット!!」

今、紳士のスポーツ、「サバイバルゲーム」がじわじわと流行の兆しを見せている。

今から6年ほど前、私もそんな流行の篝火に身をくべた暇な大学生の一人であった。

ある日のこと、大学を留年し日々非生産的な営みに明け暮れていた私に、友人から「会社の人たちでサバゲーに行くことになったけど、一緒にどう？」と声がかかった。

何となく話には聞いたことがあったが、大の大人がエアガンでの撃ち合いなんて肉体面のみならず精神面でも痛いのではないかと、所謂オタク層の方々しかなくて気まずいのではないかと、そもそも遠出するのがめんどい、などと不安は絶えなかったが、意を決して参加を決めた。

当日、約束の駅前で待っていると友人の会社の方々が見事に迷彩服にジープでお出迎え、縮こまる私を席の真ん中に乗せると山道を走り出す。

さながら捕虜の気分で戦場（フィールド）に到着し、車を降りると、ざっと見て100人はいようかという人たちが、色とりどりの迷彩服に身を包み、それぞれの愛銃を肩からぶら下げて、非日常的空間を作り出していた。

暫くまごまごしながら待っていると、フィールドの管理者からルール説明が始まり、ちょっとしたアイスブレイクを経てゲーム開始。手渡されたレンタルの電動ガンを抱えると、戦術も何も分からないが、とりあえず皆について山道を全力ダッシュで駆け上がる。

ほどなくして相手チームとの接敵。フィールドに設置された遮蔽板、塹壕、ちょっとした小屋に各自が散らばると同時に、激しい銃撃音が森林に轟く。

私も見よう見まねで小屋に避難し、中の小窓から顔を出そうとした瞬間、待っていましたとばかりに無数のBB弾が飛んでくる。慌てて首を引っ込めると、小屋の壁を通してバチバチバチ!!と恐怖を煽る衝撃が全身に響いた。

「こわっ!!」

思わず口をついて出た言葉に、ベテランの香り漂う先客が反応する。

「合図でいきましょう。俺がカバーするんで、突撃任せます。3, 2, 1…」

唐突な指示に戸惑う間もなく、もうここまで来たら行かねばならぬという使命感のようなものが肩を押す。

「GO!!」の合図と共に、その先客が小窓から大型銃を覗かせ発砲を開始すると、私も小屋の横から飛び出し、敵陣近くのついでに目が腰をかがめ全力で銃弾の嵐の中を走り抜ける。

奇跡的に被弾せず辿り着いた遮蔽の先10メートルほどの位置に敵を発見し、1対1の撃合いが始まる。引いたら負ける——どこに眠っていたのか、私の闘争心に火がつき、お互い一步も引かない攻防の末、私の弾き出した弾が敵のヘルメットにヒットした。

小屋の先客は無事なのか。そう思い後ろを振り向くと、彼もまた被弾し、銃声に勝るとも劣らぬ「ヒット!!」のコールと共に、小屋を後にするところであった。

戦場を後にするその後ろ姿から、彼は私の方を振り向き、グッと親指を立てる。

「相棒」——私も無言で親指を立てると、次なる攻防に備え銃を構えた。

ゲーム終了後、休憩所では勝敗の発表、次のゲームまでの歓談タイムが始まる。

相棒は…射撃場で黙々と銃の調整をしていた。一言礼を言おうと駆け寄り、話しかけると、「こちらこそ、さっきのは楽しかったですよ」と紳士的な笑顔。

その日が終わる頃には体はクタクタに疲れ、翌3日ほど全身筋肉痛を被ることになったが、この日以来サバイバルゲームは私を虜にしてやまず、結局もう一年留年した。

最近はサバイバルゲーム界隈も、初心者歓迎のムードがあり、私のような新参者でも一瞬で入り込むことができる「紳士のスポーツ」として密やかなブームが起きている。

小さい頃河原で銀玉鉄砲を撃ち合ったあの経験。そんな思い出にどこか心くすぐられるものがある方には、是非一度お近くのフィールドに足を運んでみて欲しい。

**外国法**

『北欧法律事情』萩原金美／中央大学出版部  
 『イギリス憲法』戒能通厚／信山社  
 『日商來台投資法令簡介』陳彥勳／建業法律事務所  
 『ベトナム法務ハンドブック 第2版』栗津卓郎／中央経済社  
 『インドネシア法務ハンドブック 第2版』田原直子／中央経済社  
 『著作権の誕生 フランス著作権史』宮沢博明／太田出版

**憲法**

『社会権』竹内章郎／大月書店  
 『アジア諸国の女性障害者と複合差別』小林昌之／アジア経済研究所  
 『文化多様性と国際法』北村泰三／中央大学出版部  
 『日本国憲法の真価と改憲論の正体』上協博之／日本機関紙出版センター  
 『歴史から読み解く日本国憲法 第2版』倉持孝司／法律文化社  
 『日本国憲法の誕生 増補改訂版』古関彰一／岩波書店  
 『平和の憲法政策論』水島朝穂／日本評論社  
 『個人情報保護法相談標準ハンドブック』個人情報保護編集委員会／日本法令  
 『本当は怖い自民党改憲草案』伊地知紀子／法律文化社

**国会法**

『国会を考える』大石真／三省堂

**行政法**

『条解行政手続法 第2版』高木光／弘文堂  
 『行政の裁判統制と司法審査』横山信二／有信堂高文社  
 『自治体が原告となる訴訟の手引き 福祉教育債権編』東京弁護士会自治体等法務研究部／日本加除出版  
 『建築関連法規の解説 全訂新版』熊谷組／理工図書

**警察法**

『交通警察 110判例』江原伸一／東京法令出版

**税法**

『国際租税法』本庄資／大蔵財務協会  
 『図解国際税務 平成29年版』望月文夫／大蔵財務協会  
 『公法の理論と体系思考』木村弘之亮先生古稀記念論文集編集委員会／信山社  
 『改正税法のすべて 平成29年版』藤山智博／大蔵財務協会  
 『Q&A実務国税徴収法 平成29年版』黒坂昭一／大蔵財務協会  
 『租税徴収関係判例要旨集 3訂版』深井剛良／大蔵財務協会  
 『M&A・組織再編スキーム発想の着眼点 50 第2版』宮口徹／中央経済社  
 『Q&A親族・同族・株主間資産譲渡の法務と税務 3訂版』税理士法人山田&パートナーズ／ぎょうせい  
 『会計と税務の相違・申告調整実務 新版』至誠清新監査法人／清文社  
 『組織再編における繰越欠損金の税務詳解 第5版』佐藤信祐／中央経済社  
 『図解譲渡所得 平成29年版』高藤一夫／大蔵財務協会  
 『Q&A生命保険・損害保険の活用と税務 平成29年7月改訂』三輪厚二／清文社  
 『図解所得税 平成29年版』松崎啓介／大蔵財務協会  
 『詳細相続税 6訂版』岩下忠吾／日本法令  
 『相続税務・法務相談シート集 平成29年度版』

辻・本郷税理士法人／銀行研修社  
 『非上場株式の評価と承継対策 改訂版』岩下忠吾／税務経理協会  
 『不動産保有会社の相続税対策 Q&A 第4版』小林浩二／中央経済社  
 『図解財産評価 平成29年版』小原清志／大蔵財務協会  
 『図解相続税・贈与税 平成29年版』高藤一夫／大蔵財務協会  
 『消費税実務問答集 平成29年版』山本吉伸／納税協会連合会  
 『図解消費税 平成29年版』藤田伸一／大蔵財務協会  
 『図解地方税 平成29年版』逸見幸司／大蔵財務協会  
 『要説固定資産税 平成29年度版』固定資産税務研究会／ぎょうせい

**民法**

『自分たちでつくるNPO法人！新版 第1次改訂版』名越修一／学陽書房  
 『Before/After民法改正』潮見佳男／弘文堂  
 『現行法との比較でわかる改正民法の変更点と対応』熊谷則一／中央経済社  
 『民法（債権関係）部会資料集 第3集（第5巻）』商事法務／商事法務  
 『民法（債権法）改正の概要と要件事実』小賀野晶一／三協法規出版  
 『民法（債権関係）改正法の概要』潮見佳男／金融財政事情研究会  
 『中間試案後に追加された民法（相続関係）等の改正に関する試案（追加試案）』商事法務／商事法務  
 『契約書式の作成全集 改訂新版』自由国民社  
 『ビジネス契約書の読み方・書き方・直し方』長瀬佑志／日本能率協会マネジメントセンター  
 『仕事でよく使う・すぐに応用できるビジネス契約書作成ガイド』仲谷栄一郎／清文社  
 『面会交流と養育費の実務と展望 第2版』棚村政行／日本加除出版  
 『養育費・婚姻費用の新算定表マニュアル』日本弁護士連合会両性の平等に関する委員会／日本加除出版  
 『相続手続きが簡単に法定相続情報証明制度の利用の仕方』碓井孝介／日本加除出版  
 『Q&A空き家に関する法律相談』日本司法書士会連合会／日本加除出版  
 『これならわかる改正民法と不動産賃貸業』中島成／日本実業出版社  
 『ビルオーナーのための建物賃貸借契約書の法律実務 第2版』那須・本間法律事務所／商事法務  
 『戸籍と無戸籍』遠藤正敬／人文書院  
 『涉外戸籍のための各国法律と要件 全訂新版 5各論（掲載国50音順【ナ行・ニ】ニューージーランド～【ハ行・ヘ】ペリース）』篠崎哲夫／日本加除出版  
 『設題解説戸籍実務の処理 改訂 14』木村三男／日本加除出版  
 『《逐条詳解》マンション標準管理規約』大木祐悟／プログレス  
 『遺遺障害等級認定と裁判実務 改訂版』高野真人／新日本法規出版

**商事法**

『コンプライアンス・リスク対策 第2版』会社法実務研究会／ぎょうせい  
 『内部統制の有効性とコーポレート・ガバナンス』藤原英賢／同文館出版  
 『ホットラインのすべて』中島茂／商事法務  
 『会社法書式集』阿部・井窪・片山法律事務所／商事法務  
 『取締役・取締役会の法律実務 Q&A』島田邦雄

**商事法務**

『社外監査役の手引き』野口葉子／商事法務  
 『実務事例会計不正と粉飾決算の発見と調査』松澤綜合会計事務所／日本加除出版  
 『同族会社のための「合併・分割」完全解説』太田達也／税務研究会出版局  
 『解散・清算の実務』完全解説 第3版』太田達也／税務研究会出版局  
 『保険コンプライアンスの実務』経済法令研究会／経済法令研究会

**刑法**

『理論刑法学の探究 10』川端博／成文堂  
 『自由意思と刑事責任』松村格／八千代出版  
 『被害者の危険の引受けと個人の自律』三代川邦夫／立教大学出版  
 『物言えぬ恐怖の時代がやってくる 共謀罪とメディア』田島泰彦／花伝社  
 『共謀罪批判』法学セミナー編集部／日本評論社

**司法制度・司法行政**

『司法試験の問題と解説 2017』法学セミナー編集部／日本評論社  
 『憲法学からみた最高裁判所裁判官』渡辺康行／日本評論社  
 『弁護士研修講座 2017年度後期』東京弁護士会弁護士研修センター運営委員会／東京弁護士会弁護士研修センター運営委員会

**訴訟手続法**

『証明軽減論と武器対等の原則』松本博之／日本加除出版  
 『事実認定体系 物権編』村田渉／第一法規  
 『倒産法』三上威彦／信山社  
 『多様化する事業再生』野村剛司／商事法務  
 『警察官のための刑事訴訟法講義 第3版』津田隆好／東京法令出版  
 『刑事弁護の理論』辻本典央／成文堂  
 『接見交通権マニュアル 第18版』日本弁護士連合会接見交通権確立実行委員会／日本弁護士連合会・接見交通権確立実行委員会  
 『手錠腰縄による人身拘束』山下潔／日本評論社  
 『実践！刑事証人尋問技術 part2』ダイヤモンド・インターナショナル研究会／現代人文社  
 『交通事故・事件捜査実務必携』交通事故・事件捜査実務研究会／立花書房  
 『捜査と弁護』指宿信／岩波書店  
 『全国付添人経験交流集会報告集 第25回』日本弁護士連合会子どもの権利委員会／日本弁護士連合会子どもの権利委員会  
 『全国付添人経験交流集会報告集 第26回』日本弁護士連合会子どもの権利委員会／日本弁護士連合会子どもの権利委員会  
 『全国付添人経験交流集会報告集 第27回』日本弁護士連合会子どもの権利委員会／日本弁護士連合会子どもの権利委員会

**経済産業法**

『法律家・法務担当者のためのIT技術用語辞典』影島広泰／商事法務  
 『インターネットの自由と不自由』庄司克宏／法律文化社  
 『独占禁止法とフェアコンミ』舟田正之／日本評論社  
 『下請法の実務』鎌田明／公正取引協会  
 『景品表示法の理論と実務』林秀弥／中央経済社  
 『Q&A建築物省エネ法のポイント 改訂版』建築物省エネ法研究会／新日本法規出版  
 『ファンドビジネスの法務 第3版』伊東啓／金融財政事情研究会  
 『フランチャイズ・ハンドブック 改訂版』日本フランチャイズチェーン協会／商業界

『一問一答民法改正と金融実務』 亀井洋一／経済法令研究会  
『FinTechの法律 2017-2018』 増島雅和／日経BP社  
『文系のためのフィンテック大全』 可児滋／金融財政事情研究会  
『100問100答改正債権法でわかる金融実務』 高山崇彦／金融財政事情研究会  
『ファイナンス法大全 全訂版 上』 西村あさひ法律事務所／商事法務  
『年次報告書 平成28年度』 日本貸金業協会  
『改正保険業法の解説』 樽川流／金融財政事情研究会

#### 知的財産法

『知的財産紛争の最前線』 民事法研究会／民事法研究会  
『実践知的財産法』 木棚照一／法律文化社  
『工業所有権法（産業財産権法）逐条解説 第20版』 特許庁／発明推進協会

#### 農事法

『肥料取締法の解説』 肥料取締法研究会／大成出版社  
『解説森林法』 森林・林業基本政策研究会／大成出版社

#### 労働法

『類型別労働関係訴訟の実務』 佐々木宗啓／青林書院  
『人格・平等・家族責任（講座労働法の再生 第4巻）』 日本労働法学会／日本評論社  
『労使関係法の理論課題（講座労働法の再生 第5巻）』 日本労働法学会／日本評論社

『労働基準法の実務相談 平成29年度』 全国社会保険労務士会連合会／中央経済社  
『就業規則ハンドブック 改訂5版』 産労総合研究所／産労総合研究所出版部経営書院  
『合同労組・ユニオン対策マニュアル 3訂版』 奈良恒則／日本法令  
『労働者派遣法論』 万井隆令／旬報社  
『労働保険の実務相談 平成29年度』 全国社会保険労務士会連合会／中央経済社  
『社労士が教える労災認定の境界線』 SRアップ21／労働新聞社  
『育児休業・介護休業Q&A』 社会保険研究所

#### 社会保障法

『トピック社会保障法 2017第11版』 本沢巳代子／不磨書房  
『図説よくわかる障害者総合支援法 第2版』 坂本洋一／中央法規出版  
『社会保障法入門 第3版』 西村健一郎／有斐閣  
『精神保健福祉法講義 新版 第3版』 大谷実／成文堂  
『生活保護手帳 2017年度版』 中央法規出版  
『生活保護手帳別冊問答集 2017』 中央法規出版  
『児童虐待の防止を考える』 佐柳忠晴／三省堂  
『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について』 社会保障審議会／社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会

#### 医事法

『医療保障の課題と政策』 番匠谷光晴／晃洋書房  
『戦後らし法制の検証』 和田謙一郎／晃洋書房  
『医療法律相談室』 川西謙／法律文化社

#### 環境法

『誰でもわかる!!日本の産業廃棄物 改訂7版』 産業廃棄物処理事業振興財団／大成出版社  
『図説よくわかるフロン排出抑制法』 中央法規出版

#### 社会保険法

『社会保険の実務相談 平成29年度』 全国社会保険労務士会連合会／中央経済社

#### 教育法

『小学生のための弁護士によるいじめ予防授業』 第二東京弁護士会子どもの権利に関する委員会／清水書院  
『スポーツ事故対策マニュアル』 弁護士によるスポーツ安全対策検討委員会／体育施設出版

#### 国際法

『国際取引契約書の手引 第1巻 売買契約書』 中本光彦／Mibot  
『東アジア逃亡犯罪人引渡し法の法理』 金平煥／信山社  
『追放と抵抗のポリティクス』 高谷幸／ナカニシヤ出版  
『よくわかる入管手続 第5版』 佐野秀雄／日本加除出版

#### 医学書

『画像診断から考える病的近視診療』 大野京子／医学書院  
『TEXT形成外科学 改訂3版』 中塚貴志／南山堂  
『形成外科の基本手技』 平林慎一／克誠堂出版  
『ベッドサイドの小児神経・発達診療』 改訂4版 2』 桃井真里子／南山堂

## 贖罪寄付を東弁に！

～法律援助事業の貴重な財源です～

東弁では、被疑者・被告人の改悛の真情を表すための「贖罪寄付」を受け付けています。贖罪寄付をしていただいた場合には、日弁連・東弁連名の証明書を発行しますので、情状証拠として提出可能です。

東弁に対する贖罪寄付は、日弁連が行う犯罪被害者、外国人、子ども、ホームレス等法律援助事業の貴重な財源となっています。また、被疑者弁護援助・少年付添援助の接見等の加算援助の財源でもあります。1万円、5万円といった贖罪寄付も受け付けています。是非、贖罪寄付は東弁をお願いします。

\* 申込書・詳細は下記日弁連会員専用ページからダウンロードできます。

日弁連WEBのトップページ ⇒ 会員専用ページへログイン ⇒ 書式・マニュアル ⇒ 刑事関係 ⇒ その他刑事関係（医療観察・検察審査会等含む） ⇒ 贖罪寄付は弁護士会へ（ご案内）

\*問い合わせ先：人権課 TEL.03-3581-2205

### 弁護士法人アディーレ法律事務所らに対する懲戒処分についての会長談話

本日、東京弁護士会は、弁護士法第56条に基づき、弁護士法人アディーレ法律事務所に対し業務停止2月、元代表社員の弁護士石丸幸人会員に対し業務停止3月の懲戒処分をそれぞれ言い渡しました。

同弁護士法人は、広告表示が改正前不当景品類及び不当表示防止法（以下「景表法」といいます。）の有利誤認表示に該当したとの理由で、消費者庁より広告禁止の措置命令を受けましたところ、この度、当会は、同弁護士法人の広告行為が景表法に違反し、かつ日本弁護士連合会の弁護士等の業務広告に関する規程等にも抵触するものであり、弁護士法人として品位を失うべき非行であると判断し、上記のとりの懲戒処分を申し渡しました。

同弁護士法人の広告表示は、債務整理・過払金返還請求に係る役務を一般消費者に提供するにあたり、実際の取引条件よりも有利であると一般消費者を誤認させ、一般消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある極めて悪質な

行為であり、しかも、長期間にわたって多数回反復継続されている組織的な非行と言わざるを得ません。

当会は、このような事態が生じたことを重く受け止め、今後、市民の弁護士会に対する信頼を確保するために、弁護士や弁護士法人の非行の防止に努めるとともに、非行に対しては厳正に対処して参ります。

なお、同弁護士法人の依頼者の方が多数おられることから、下記のとおり臨時電話相談窓口を設け、依頼者からのご相談に応じております。

記

臨時電話相談窓口 電話 03-6257-1007

（受付時間は午前9時から午後5時まで、土日祝日を除く）

2017年10月11日

東京弁護士会会長 淵上 玲子